

令和 6 年度
第 1 回 神奈川県道路メンテナンス会議
神奈川県道路鉄道連絡会議

日時：令和 6 年 1 0 月 1 1 日 14:00～

場所：よこはま新港合同庁舎 3 階 共用会議室 A

議 事 次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 規約の改正 | 資料 1 |
| (2) 神奈川県道路メンテナンス会議及び道路鉄道連絡会議の概要 | 資料 2 |
| (3) 跨線橋の点検・修繕状況等 | 資料 3 |
| (4) 跨線橋に関する情報提供等 | 資料 4 |
| (5) 神奈川県内の点検・修繕状況等 | 資料 5 |
| (6) 個別施設計画の策定状況 | 資料 6 |
| (7) 道路メンテナンスを進めるために | 資料 7 |
| (8) その他 | 資料 8 |

4. 閉会

<配付資料>

令和 6 年度 第 1 回

神奈川県道路メンテナンス会議、神奈川県道路鉄道連絡会議 説明資料 1 式

※補足：議事(1)～(4)は神奈川県道路鉄道連絡会議を兼ねた会議とします。

令和 6 年度
第 1 回 神奈川県道路メンテナンス会議
神奈川県道路鉄道連絡会議

(1) 規約の改正

【案】

神奈川県道路メンテナンス会議 規約

（名 称）

第1条 本会議は、「神奈川県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、神奈川県内の道路管理を効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- （1）道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
 - （2）道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
 - （3）道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
 - （4）その他、道路の管理に関連し、会長が妥当と認めた事項。
2. 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議（幹事会、専門部会含む）については、非公開で行うものとする。

（組 織）

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、神奈川県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道のすべての道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を4名置くものとし、会長は国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長、副会長は神奈川県県土整備局道路部道路管理課長及び中日本高速道路株式会社東京支社横浜保全・サービスセンター所長、東日本高速道路株式会社関東支社京浜管理事務所長、首都高速道路株式会社神奈川管理局保全担当（土木）部長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は、「別表－1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし、構成は「別表－2」のとおりとする。市町村道の出席者は、会長が個別に招集する。
また、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

（幹事会）

第5条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- （1）会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- （2）会議における協議議題の調整
- （3）規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- （4）その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

（事務局）

【案】

第6条 会議の運営等に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所計画課・管理第二課、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び中日本高速道路株式会社東京支社横浜保全・サービスセンター、東日本高速道路株式会社関東支社京浜管理事務所、首都高速道路株式会社神奈川管理局保全管理課に置く。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正等は、本会議に審議・承諾を得て行うことができる。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成26年6月9日から施行する。

本規約は、平成26年10月10日一部改正。

本規約は、令和3年1月29日一部改正。

本規約は、令和3年7月 9日一部改正。

本規約は、令和3年11月4日一部改正。

本規約は、令和4年8月29日一部改正。

本規約は、令和5年10月31日一部改正。

本規約は、令和6年10月11日一部改正。

神奈川県道路メンテナンス会議 委員名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省関東地方整備局	横浜国道事務所長
副会長	神奈川県県土整備局道路部	道路管理課長
副会長	中日本高速道路(株)東京支社	横浜保全・サービスセンター所長
副会長	東日本高速道路(株)関東支社	京浜管理事務所長
副会長	首都高速道路(株)神奈川局	土木保全部長
委 員	国土交通省関東地方整備局	相武国道事務所長
委 員	国土交通省関東地方整備局	川崎国道事務所長
委 員	中日本高速道路(株)東京支社	御殿場保全・サービスセンター所長
委 員	中日本高速道路(株)東京支社	伊勢原保全・サービスセンター所長
委 員	中日本高速道路(株)八王子支社	八王子保全・サービスセンター所長
委 員	横浜市道路局	計画調整部技術監理課長
委 員	横浜市道路局	建設部橋梁課長
委 員	川崎市建設緑政局道路河川整備部	施設維持課長
委 員	相模原市都市建設局土木部	路政課長
委 員	横須賀市	建設部長
委 員	平塚市	土木部長
委 員	鎌倉市	都市整備部長
委 員	藤沢市	道路河川部長
委 員	小田原市	建設部長
委 員	茅ヶ崎市	建設部長
委 員	逗子市	環境都市部担当部長
委 員	三浦市	土木担当部長兼土木課長
委 員	秦野市	建設部長
委 員	厚木市	都市インフラ整備部長
委 員	大和市	街づくり施設部長
委 員	伊勢原市	土木部長
委 員	海老名市	理事兼部長
委 員	座間市	都市部長
委 員	南足柄市	都市部長
委 員	綾瀬市	土木部長
委 員	葉山町	都市経済部長
委 員	寒川町	都市建設部長
委 員	大磯町	都市建設部長
委 員	二宮町	都市部長

神奈川県道路メンテナンス会議 委員名簿

	所 属	役 職
委 員	中井町	まち整備課長
委 員	大井町	都市整備課長
委 員	松田町	まちづくり課長
委 員	山北町	都市整備課 参事兼課長
委 員	開成町	都市整備課長
委 員	箱根町	環境整備部長
委 員	真鶴町	まちづくり課長
委 員	湯河原町	土木課長
委 員	愛川町	道路課長
委 員	清川村	建設農林課長
委 員	神奈川県道路公社	理事兼部長
委 員	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター	事業推進課 参事兼課長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局道路部	地域道路課長
	国土交通省関東地方整備局	関東道路メンテナンスセンター長
事 務 局	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所	
	神奈川県県土整備局道路部 道路管理課	
	中日本高速道路(株)東京支社 横浜保全・サービスセンター	
	東日本高速道路(株)関東支社 京浜管理事務所	
	首都高速道路(株)神奈川局 保全管理課	

【案】

神奈川県道路鉄道連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本会は「神奈川県道路鉄道連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に伴い「神奈川県道路メンテナンス会議 規約」第4条第5項の規定により、鉄道を跨ぐ道路橋の管理者及び鉄道事業者が相互に意見交換と情報共有を図り、円滑な協議・調整を構築して、神奈川県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(検討事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議・調整を実施する。

- （1）跨線橋の改修について、点検及び修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整（点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関すること
- （2）関係者との情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関すること
- （3）国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等）に関すること
- （4）前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関すること（必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものを含むものとする）

(構 成)

第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は関東地方整備局横浜国道事務所長、副会長は神奈川県県土整備局道路部道路管理課長とする。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議の運営等に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部、横浜国道事務所管理第二課、国土交通省関東運輸局鉄道部技術第一課、神奈川県県土整備局道路部道路管理課、横浜市道路局建設部橋梁課に置くものとする。

【案】

(会議開催及び運営)

第6条 会議は年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、会議で過半数の承認を得て行うことが出来る。ただし、軽微な修正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は、会議で定めるものとする。

付 則 (施行期日) この規約は、平成29年2月2日から施行する。
この規約は、令和4年8月29日一部改正
この規約は、令和6年10月11日一部改正

神奈川県道路鉄道連絡会議 会員名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省 関東地方整備局	横浜国道事務所長
副会長	神奈川県 県土整備局 道路部	道路管理課長
会 員	国土交通省 関東地方整備局	相武国道事務所長
会 員	中日本高速道路(株)東京支社	横浜保全・サービスセンター所長
会 員	中日本高速道路(株)東京支社	御殿場保全・サービスセンター所長
会 員	中日本高速道路(株)東京支社	伊勢原保全・サービスセンター所長
会 員	中日本高速道路(株)八王子支社	八王子保全・サービスセンター所長
会 員	東日本高速道路(株)関東支社	京浜管理事務所長
会 員	首都高速道路(株)神奈川管理局	保全担当部長
会 員	横浜市 道路局 建設部	橋梁課長
会 員	川崎市 建設緑政局 道路河川整備部	施設維持課長
会 員	相模原市 都市建設局 道路部	路政課長
会 員	横須賀市 土木部	土木部長
会 員	平塚市 土木部	土木部長
会 員	鎌倉市 都市整備部	都市整備部長
会 員	藤沢市 道路河川部	道路河川部長
会 員	小田原市 建設部	建設部長
会 員	茅ヶ崎市 建設部	建設部長
会 員	三浦市 都市環境部	都市環境部長
会 員	秦野市 建設部	建設部長
会 員	大和市 街づくり施設部	街づくり施設部長
会 員	伊勢原市 土木部	土木部長
会 員	海老名市 まちづくり部	理事兼まちづくり部長
会 員	座間市 都市部	都市部長
会 員	南足柄市 都市部	都市部長
会 員	綾瀬市 土木部	土木部長
会 員	大磯町 都市建設部	都市建設部長
会 員	二宮町 都市部	都市部長
会 員	山北町 都市整備課	都市整備課長
会 員	湯河原町 土木課	土木課長
会 員	東日本旅客鉄道(株)横浜支社 鉄道事業部 設備ユニット	マネージャー
会 員	東日本旅客鉄道(株)八王子支社 鉄道事業部 設備ユニット	チーフ
会 員	東海旅客鉄道(株)新幹線鉄道事業本部 施設部 管理課	課長代理
会 員	東海旅客鉄道(株)静岡支社 工務部 管理課	担当課長

神奈川県道路鉄道連絡会議 会員名簿

	所 属	役 職
会 員	日本貨物鉄道(株) 関東保全技術センター	所長
会 員	小田急電鉄(株) 工務技術センター統括事務所	所長
会 員	東急電鉄(株) 鉄道事業本部 工務部 施設保全課	課長
会 員	京浜急行電鉄(株) 鉄道本部 施設部 保線課	課長
会 員	相模鉄道(株) 施設部 工務課	工務課長
会 員	江ノ島電鉄(株) 鉄道部 施設課	部長代理兼施設課長
会 員	横浜高速鉄道(株) 運輸部 施設課	課長
会 員	伊豆箱根鉄道(株) 鉄道部 技術課	課長
会 員	神奈川臨海鉄道(株) 工務部 保線課	保線課長
会 員	(株)小田急箱根 運輸本部 鉄道部	課長
会 員	横浜市交通局 工務部施設課	施設係長
オブザーバー	京王電鉄(株) 工務部	土木課長
オブザーバー	(株)横浜シーサイドライン 技術部工務課	工務課長
オブザーバー	湘南モノレール(株) 技術部	部長
オブザーバー	(公財)神奈川県都市整備技術センター 総務部事業推進課	課長
事務局	国土交通省 関東地方整備局 道路部	
	国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所(工事品質管理官・管理第二課)	
	国土交通省 関東運輸局 鉄道部 技術第一課	
	神奈川県 県土整備局 道路部 道路管理課	
	横浜市 道路局 建設部 橋梁課	

令和 6 年度
第1回 神奈川県道路メンテナンス会議
神奈川県道路鉄道連絡会議

令和 6 年 1 0 月 1 1 日

神奈川県道路メンテナンス会議事務局

(1)	規約の改正	資料 1 ※別紙
(2)	神奈川県道路メンテナンス会議及び道路鉄道連絡会議の概要	資料 2
(3)	跨線橋の点検・修繕状況等	資料 3
(4)	跨線橋に関する情報提供等	資料 4
(5)	神奈川県内の点検・修繕状況等	資料 5
(6)	個別施設計画の策定状況	資料 6
(7)	道路メンテナンスを進めるために	資料 7
(8)	その他	資料 8

(2) 神奈川県道路メンテナンス会議 及び道路鉄道連絡会議の概要

- 道路メンテナンス会議の概要
- 神奈川県道路メンテナンス会議の主な取り組み
- 神奈川県道路メンテナンス会議の活動予定
- 道路メンテナンスに関する研修会・見学会の開催予定

道路メンテナンス会議及び道路鉄道連絡会議の概要

- ・ 関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、平成26年7月までに各都道府県で「道路メンテナンス会議」を設置
- ・ 鉄道を跨ぐ道路橋の管理者及び鉄道事業者が相互に意見交換と情報共有を図り、円滑な協議・調整を構築して、安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的に、道路メンテナンス会議の下部組織として、各都道府県で平成28年度に設置

体制

- 地方整備局（直轄事務所）
- 地方公共団体（都道府県、市町村）
- 高速道路会社（NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速、指定都市高速等）
- 道路公社

役割

1. 研修、基準類の説明会等の調整
2. 点検、修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定、確認
3. 点検、措置状況の集約、評価、公表
4. 点検業務の発注支援（地域一括発注等）
5. 技術的な相談対応 等

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋（跨線橋）
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋（跨道鉄道橋※）
- ※ 跨道鉄道橋は、道路鉄道連絡会議では必要に応じて対象とする。

構成員

- 地方整備局（道路部、直轄事務所）
- 地方運輸局（鉄道部）
- 地方公共団体（都道府県、政令市、市町村）
- 高速道路会社（NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速）
- 鉄道事業者

役割

- 点検計画、修繕、耐震補強計画等の調整
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

上/下の管理者		道路法外			
		高速会社	直轄	公社	都道府県市区町村
上	高速会社				
	直轄		道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】		
	公社				
	都道府県市区町村				
下	その他		個別協議		
	鉄道				

神奈川県道路メンテナンス会議

H26.6.9設置

【構成員】

横浜国道、相武国道、川崎国道、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、県内30市町村、中日本高速道路（4サービスセンター）、東日本高速道路（1事務所）、首都高速道路（1管理事務所）、神奈川県道路公社、神奈川県都市整備技術センター

【目的】

神奈川県内における道路インフラの老朽化対策等に関して情報共有を図り、必要な事項に関する協議・調整を行う。

H25.11.21設置

神奈川県における高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会

（OVA連絡協議会）

【事務局】

中日本高速道路株式会社

【構成員】

横浜国道、神奈川県、政令市、市町村、高速道路会社、道路公社

【目的】

高速道路跨道橋の点検、補修及び耐震補強等の実施について、跨道橋管理者と高速道路会社の間において情報共有を図り、必要な事項に関する協議・調整を行う。

神奈川県道路メンテナンス会議 幹事会

【構成員】

横浜国道、神奈川県、高速道路株式会社、政令市

【目的】

各道路管理者における老朽化対策の現状・課題及び神奈川県道路メンテナンス会議において取り組む事項の検討

市町村道路メンテナンス部会

H25.11.6設置

【事務局】

神奈川県、都市整備センター

【構成員】

市町村

【目的】

市町村において道路施設を適切に維持管理するため、点検から修繕に関する支援方策（地域一括発注や国の修繕代行）について検討する。

道路鉄道連絡会議

H27.2.4設置

【事務局】

関東運輸局、横浜国道、神奈川県、横浜市

【構成員】

横浜国道、神奈川県、政令市

【目的】

跨線橋の点検、補修及び耐震補強等の実施について、鉄道を跨ぐ道路管理者と鉄道事業所の間における関係者の意見調整、情報共有を行う。

神奈川県跨道橋連絡会議

H27.3.1設置

【事務局】

横浜国道、神奈川県、高速道会社、3政令市

【構成員】

各緊急輸送道路管理者、緊急輸送道路を跨ぐ道路以外の跨道橋施設の管理者

【目的】

緊急輸送道路を跨ぐ道路法以外の跨道橋の適切な維持管理について、各管理者との間において情報共有を図り、必要な事項に関する協議を行う。

高速道路跨道橋専門部会

H26.11.28設置

【事務局】

中日本高速道路株式会社

【構成員】

横浜国道、神奈川県、政令市、市町村、高速道路会社

【目的】

高速道路跨道橋の点検、補修及び耐震補強等の実施について、跨道橋管理者と高速道路会社の間において情報共有を図り、必要な事項に関する協議・調整を行う（実務担当レベル）

神奈川県道路メンテナンス会議の主な取り組み

【令和5年度開催状況】

令和5年10月31日 令和5年度 第1回神奈川県道路メンテナンス会議
令和5年12月20日 令和5年度 市町村道路メンテナンス部会

【これまでの活動】

■ 研修会

【令和3年度】道路メンテナンス講習会

＜開催日＞ 令和3年12月21日
＜開催場所＞ 横浜市磯子区 国道357号新中原橋
＜研修内容＞ 定期点検要領、新技術活用、現地損傷図作成等

【令和5年度】橋梁修繕現場見学会

＜開催日＞ 令和6年1月19日
＜開催場所＞ 神奈川県平塚市 平塚市道幹道27号八幡神社土屋線 平塚大橋

■ 広報

【令和6年度】神奈川県「道路ふれあい月間」パネル展示

＜開催日＞ 令和6年8月1日～8月31日
＜開催場所＞ 県庁新庁舎ロビー

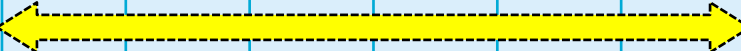
【神奈川県道路メンテナンス会議】



【広報（パネル展示）】



令和 6 年度神奈川県道路メンテナンス会議の活動予定

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
道路メンテナンス会議												
道路鉄道連絡会議												
確認書												
橋梁点検研修会												
橋梁補修工事見学会												
市町村道路メンテナンス部会												

道路メンテナンスに関する研修会・見学会の開催予定

令和6年度の道路メンテナンスに関する研修

橋梁点検現地研修会

対 象：自治体職員
予定人数：30名程度
時 期：11月11日(月)午後
場 所：神奈川県海老名市（市会議室、近隣溝橋）
目 的：点検に必要な基礎知識を習得するための実習

橋梁補修見学会

対 象：自治体職員
予定人数：20名程度
時 期：12月頃＜半日間＞
場 所：神奈川県内 橋梁等
目 的：橋梁補修に関する基礎知識を習得するため



（橋梁点検現地研修会 損傷図作成状況）
※イメージ



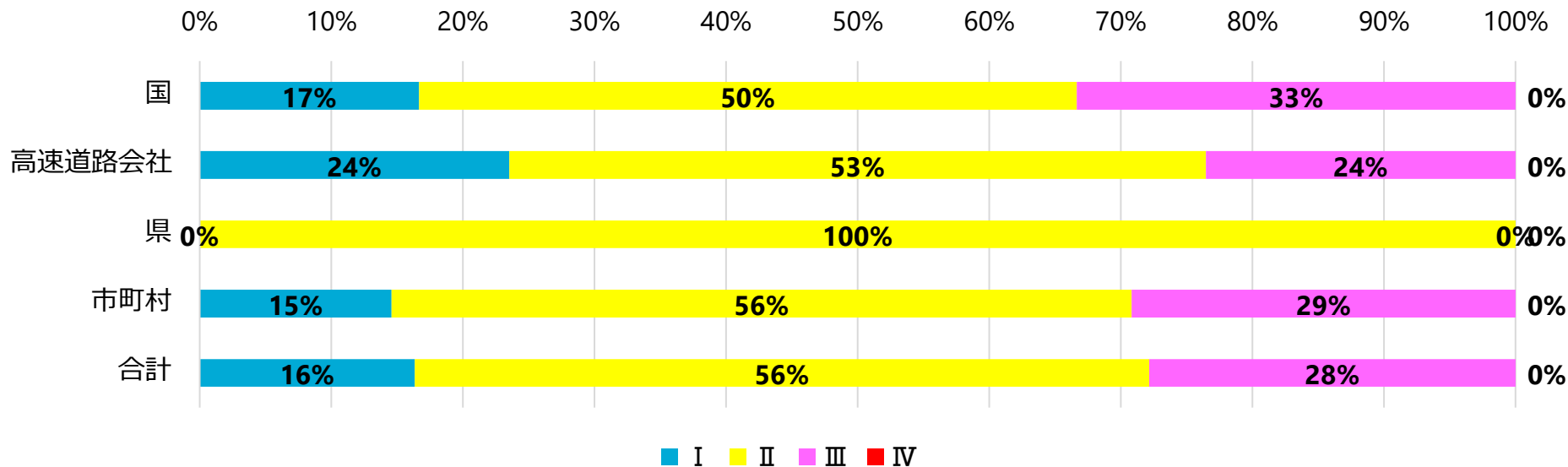
（橋梁修繕工事現場見学会）
※イメージ

(3) 跨線橋の点検・修繕状況等

- 神奈川県の跨線橋の点検結果（R5）
- 神奈川県の令和5年度末の跨線橋の修繕実施状況

神奈川県道路の点検結果（R5）

神奈川県道路の点検結果（R5）



道路管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	36	6	1	3	2	0
高速道路会社	74	17	4	9	4	0
神奈川県（公社含む）	34	2	0	2	0	0
市町村	282	48	7	27	14	0
合計	426	73	12	41	20	0

出典：点検データ等入力システム

神奈川県令和5年度末の跨線橋の修繕実施状況

道路管理者	R4末時点での Ⅲ判定施設数 (A)	R5末時点での 修繕設計着手数 (B)	R5末時点での 修繕工事着手数 (C)	修繕着手率 (B/A)
国	18	18	2	100%
高速道路会社	7	7	3	100%
神奈川県 (公社含む)	2	2	2	100%
市町村	74	43	32	58%
合計	101	70	39	69%

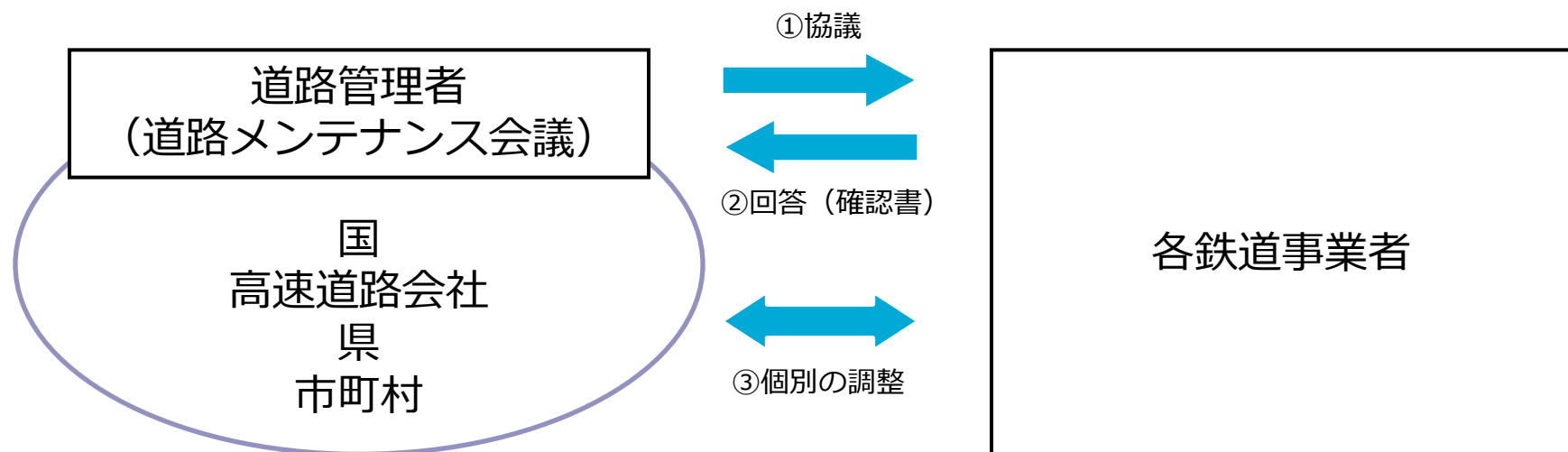
出典：点検データ等入力システム

(4) 跨線橋に関する情報提供等

- 確認書の取り交わしについて
- 鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底
- 鉄道事業者への委託に関するアンケート結果

確認書の取り交わしについて

道路法施行規則改正により、跨線橋の維持及び修繕の方法を予め定めておくこととなった。（道路法施行規則第四条の五の六の四）



- ① 道路事業者の点検・修繕の時期（年度）について、道路メンテナンス会議がとりまとめ、各鉄道事業者と協議
- ② 鉄道事業者は、点検・修繕の時期を検討し、道路メンテナンス会議に回答
- ③ 実施に当たり、事務手続きや詳細計画は、各道路管理者と各鉄道事業者で調整

※ 確認書の取り交わし（更新）が出来ていない各鉄道事業者とは、引き続き調整をさせて頂き、早期の取り交わしに向け手続きを進めて行きたい。

鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底

「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」(H20.12.25)により、事業実施主体(道路管理者)は、「請負金額内訳書」等の提出を受託者(鉄道事業者)に求めることとされている。

過去の会計検査院による是正改善措置

- ・ 鉄道委託工事における管理費について、その内訳等を確認しないまま精算。
- ・ 跨線橋の橋桁の製作及び運搬について、自ら発注して実施することが可能であるのに鉄道事業者に委託。
- ・ 踏切道の統廃合を行わない場合の踏切道の拡幅に係る委託工事の舗装修繕費について、内容を確認しないまま鉄道事業者が要求した額を委託工事費に含めていた。

事業の透明性を確保することは重要な課題であり、会計検査において、質疑や講評で言及されている状況にあり、より一層の事業の透明性確保や説明責任が求められている。



道路管理者に対し、透明性の確保について、再徹底の事務連絡が発出された。
また、鉄道事業者においては、関係部署に共有するなど協力をお願いしたい。

鉄道事業者への委託に関するアンケート結果

透明性確保通知に基づく運用状況等（地公体の意見の一部）

- ・通知に基づき運用されている。（14自治体）
- ・一部運用されていない。（2自治体）
（協定締結時の管理費が積上げ計算となっているが内訳書が添付されていないなど。）

(5) 神奈川県内の点検・修繕の状況等

- 神奈川県 の点検実施状況【実施数】（橋梁）（トンネル）（道路附属物等）
- 神奈川県 の令和5年度の点検実施状況【判定】（橋梁）
- 神奈川県 の令和5年度の点検実施状況【判定】（トンネル）
- 神奈川県 の令和5年度の点検実施状況【判定】（道路附属物等）
- 神奈川県 の修繕進捗状況（橋梁）
- 神奈川県 の修繕進捗状況（トンネル）
- 神奈川県 の修繕進捗状況（道路附属物等）
- 計画的な補修・修繕を実施する為の課題等
- 措置が低調となっている要因（課題）と改善策等

神奈川県点検実施状況【実施数】

神奈川県点検実施状況は、管理施設数（橋梁9,795橋、トンネル340本、道路附属物等1,810施設）に対して、2巡目5力年で100%のところ約95%の予定を約99%の実績。

管理者	橋梁			トンネル			道路附属物等		
	管理施設数 ※	2巡目 実施計	点検 予定数 (R6)	管理施設数 ※	2巡目 実施計	点検 予定数 (R6)	管理施設数 ※	2巡目 実施計	点検 予定数 (R6)
国土交通省	453	453 (100%)	87 (19%)	26	26 (100%)	15 (58%)	318	318 (100%)	67 (21%)
高速道路会社	998	972 (97%)	213 (21%)	96	96 (100%)	20 (21%)	523	489 (94%)	52 (10%)
神奈川県 (公社含む)	1,236	1,232 (100%)	179 (15%)	92	92 (100%)	23 (25%)	191	185 (97%)	56 (29%)
市町村	7,108	6,998 (99%)	910 (13%)	126	123 (98%)	9 (7%)	778	771 (99%)	136 (17%)
合計	9,795	9,655 (99%)	1,389 (14%)	340	337 (99%)	67 (20%)	1,810	1,763 (97%)	311 (17%)
全道路管理者	729,333	719,864 (99%)		11,587	11,094 (96%)		42,281	41,208 (98%)	

※管理施設数は、現時点での管理施設数であり、2巡目点検対象とは異なります。

出典：点検データ等入力システム

神奈川県令和5年度の点検実施状況【判定】（橋梁）

神奈川県の橋梁の点検結果は、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態の判定区分Ⅱが933橋（約43%）、早期に措置を講ずべき状態の判定区分Ⅲが97橋（約5%）、緊急に措置を講ずべき状態の判定区分Ⅳはなかった。

管理者	管理施設数 ※	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	453	98	34 (34.7%)	55 (56.1%)	9 (9.2%)	0 (0.0%)
高速道路会社	998	222	72 (32.4%)	140 (63.1%)	10 (4.5%)	0 (0.0%)
神奈川県 (公社含む)	1,236	239	143 (59.8%)	79 (33.1%)	17 (7.1%)	0 (0.0%)
市町村	7,108	1,618	898 (55.5%)	659 (40.7%)	61 (3.8%)	0 (0.0%)
合計	9,795	2,177	1,147 (52.7%)	933 (42.9%)	97 (4.5%)	0 (0.0%)

※現時点での管理施設数

出典：道路メンテナンス年報（令和6年8月）

神奈川県令和5年度の点検実施状況【判定】（トンネル）

神奈川県のトンネルの点検結果は、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態の判定区分Ⅱが92本（約84%）、早期に措置を講ずべき状態の判定区分Ⅲが16本（約15%）、緊急に措置を講ずべき状態の判定区分Ⅳはなかった。

管理者	管理施設数 ※	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	26	11	0 (0.0%)	10 (90.9%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)
高速道路会社	96	13	0 (0.0%)	11 (84.6%)	2 (15.4%)	0 (0.0%)
神奈川県 (公社含む)	92	19	0 (0.0%)	16 (84.2%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)
市町村	126	66	1 (1.5%)	55 (83.3%)	10 (15.2%)	0 (0.0%)
合計	340	109	1 (0.9%)	92 (84.4%)	16 (14.7%)	0 (0.0%)

※現時点での管理施設数
※出典：道路メンテナンス年報（令和6年8月）

神奈川県令和5年度の点検実施状況【判定】（道路附属物等）

神奈川県の道路附属物等の点検結果は、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態の判定区分Ⅱが298施設（約59%）、早期に措置を講ずべき状態の判定区分Ⅲが78施設（約16%）、緊急に措置を講ずべき状態の判定区分Ⅳはなかった。

管理者	管理施設数 ※	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	318	67	8 (11.9%)	31 (46.3%)	28 (41.8%)	0 (0.0%)
高速道路会社	523	178	92 (51.7%)	74 (41.6%)	12 (6.7%)	0 (0.0%)
神奈川県 (公社含む)	191	85	2 (2.4%)	67 (78.8%)	16 (18.8%)	0 (0.0%)
市町村	778	169	23 (13.6%)	124 (73.4%)	22 (13.0%)	0 (0.0%)
合計	1,810	499	125 (25.1%)	296 (59.3%)	78 (15.6%)	0 (0.0%)

※道路附属物等：大型カルバート、シェッド、横断歩道橋、門型標識

※現時点での管理施設数

※出典：道路メンテナンス年報（令和6年8月）

神奈川県修繕実施状況（橋梁）

神奈川県の橋梁における措置が必要な施設は673橋、うち措置着手済は435橋（約65%）、措置完了済は149橋（約22%）。全国地公体合計と比較すると着手率は約1.3倍、完了率は横ばいである。

管理者		措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の		未着手 施設数 (A－B)
			施設数 B (B／A)	うち完了 C (C／A)	
国土交通省		111	109 (98.2%)	1 (0.9%)	2 (1.8%)
高速道路会社		50	29 (58.0%)	9 (18.0%)	21 (42.0%)
神奈川県地方公共団体		512	297 (58.0%)	139 (27.1%)	215 (42.0%)
	都道府県・ 政令市等	276	153 (55.4%)	54 (19.6%)	123 (44.6%)
	市区町村	236	144 (61.0%)	85 (36.0%)	92 (39.0%)
合計		673	435 (64.6%)	149 (22.1%)	238 (35.4%)
全国地方公共団体合計		50,025	23,801 (47.6%)	10,611 (21.2%)	26,224 (52.4%)

※出典：道路メンテナンス年報（令和6年8月）

神奈川県修繕実施状況（トンネル）

神奈川県のトンネルにおける措置が必要な施設は43本、うち措置着手済は24本（約56%）、措置完了済は6本（14%）。全国地公体合計と比較すると着手率はほぼ横ばい、完了率は0.5倍である。

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の		未着手 施設数 (A－B)
		施設数 B (B／A)	うち完了 C (C／A)	
国土交通省	6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
高速道路会社	8	3 (37.5%)	0 (0.0%)	5 (62.5%)
神奈川県地方公共団体	29	15 (51.7%)	6 (20.7%)	14 (48.3%)
	都道府県・ 政令市等	15 (73.3%)	5 (33.3%)	4 (26.7%)
	市区町村	4 (28.6%)	1 (7.1%)	10 (71.4%)
合計	43	24 (55.8%)	6 (14.0%)	19 (44.2%)
全国地方公共団体合計	2,466	1,410 (57.2%)	726 (29.4%)	1,056 (42.8%)

※出典：道路メンテナンス年報（令和6年8月）

神奈川県修繕実施状況（道路附属物等）

神奈川県の道路附属物等における措置が必要な施設は269施設、うち措置着手済は162施設（約60%）、措置完了済は46施設（約17%）。全国地公体合計と比較すると着手率、完了率はほぼ横ばいである。

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の		未着手 施設数 (A－B)
		施設数 B (B／A)	うち完了 C (C／A)	
国土交通省	100	100 (100.0%)	3 (3.0%)	0 (0.0%)
高速道路会社	23	4 (17.4%)	4 (17.4%)	19 (82.6%)
神奈川県地方公共団体	146	58 (39.7%)	39 (26.7%)	88 (60.3%)
	都道府県・ 政令市等	48 (36.6%)	32 (24.4%)	83 (63.4%)
	市区町村	10 (66.7%)	7 (46.7%)	5 (33.3%)
合計	269	162 (60.2%)	46 (17.1%)	107 (39.8%)
全国地方公共団体合計	2,843	1,475 (51.9%)	709 (24.9%)	1,368 (48.1%)

※道路附属物等：大型カルバート、シェッド、横断歩道橋、門型標識

※出典：道路メンテナンス年報（令和6年8月）

神奈川県内の点検・修繕の状況等

計画的な補修・修繕を実施する為の課題等（地公体の意見の一部）

<課題>

- ・技術職員の不足（多数）
- ・財源不足（限られた予算、補助金・交付金に依存）（多数）
- ・知識不足、技術力の低下
- ・事業費平準化を図る必要があり、5年以内に着手することが難しい場合あり。
- ・社会資本整備総合交付金の内示率が低い。
- ・架設位置（高速、鉄道）に起因して補修対応が困難な橋梁がある。
- ・工事実施までに期間が空いた場合、過年度点検結果の活用ができない事例あり。
- ・高速跨道橋の場合は交通規制に制限、規制費用が高額。
- ・橋梁の構造部位に応じた補修範囲の計画に苦慮。
- ・集約化・撤去の計画、新技術の活用方法
- ・管理施設数が多く点検費用が嵩み、補修・修繕が進まない。

<改善策>

- ・関係機関協議必要な施設について協議の簡略化が図れるとよい。
- ・補修・修繕工事に関する地域一括発注の仕組みがあると助かる。

神奈川県内の点検・修繕の状況等

措置が低調となっている要因(課題)と改善策等(地公体の意見の一部)

<課題>

- ・技術職員の不足(多数)
- ・財源不足(補助金等の内示率が低い)(多数)
- ・高額な修繕費用
- ・老朽化進行による修繕対象施設の増加
- ・跨線橋、跨道橋管理者との調整に要する事務負担。

<改善策>

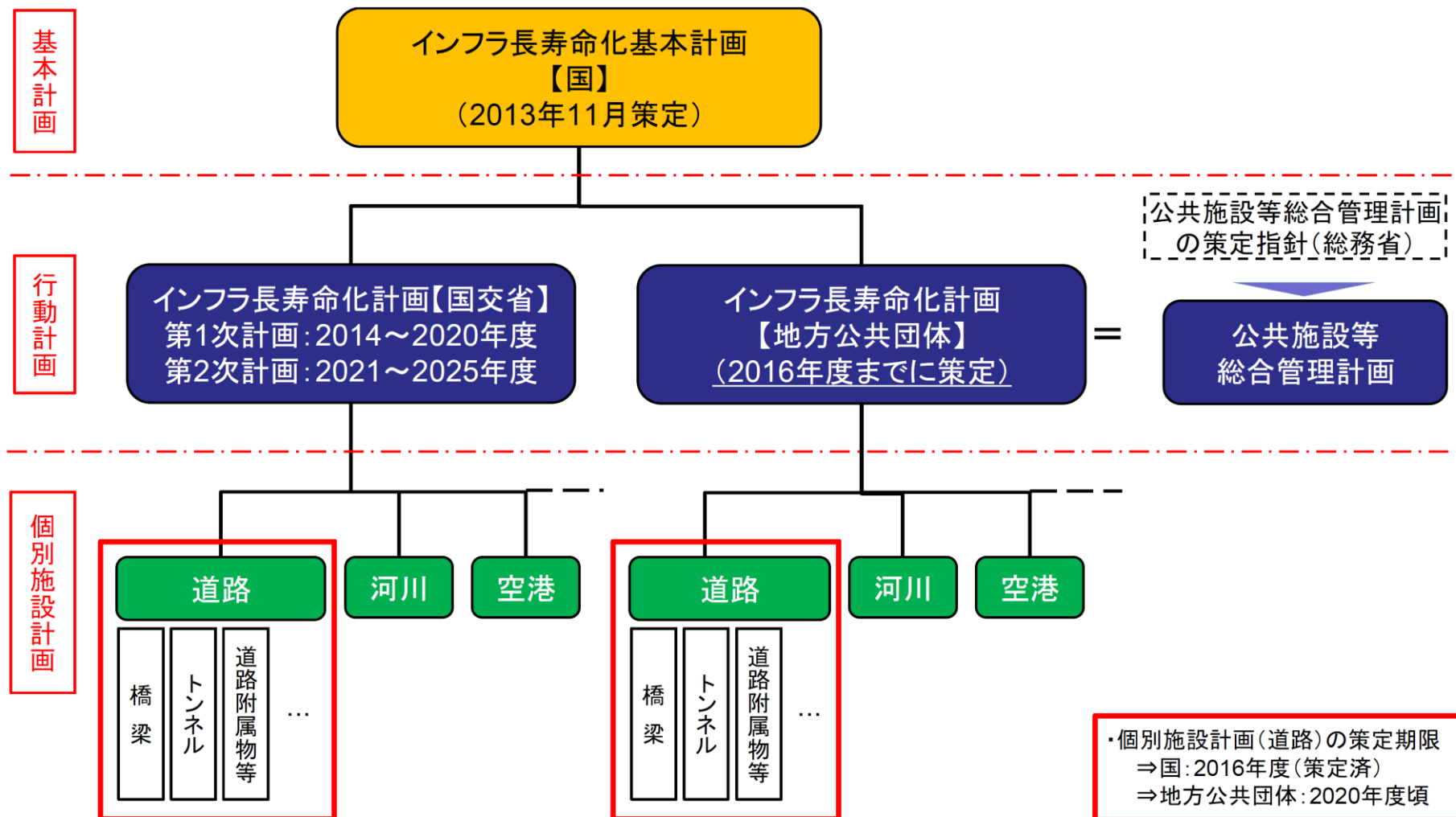
- ・財政的支援策の見直しが必要。
- ・各種計画の適切な更新や新技術等の積極的な活用
- ・技術者派遣制度の創設。
- ・技術職員不足のため高速跨道橋の修繕について高速会社への委託。
- ・包括的民間委託等の導入。
- ・地域一括発注(修繕代行)による補修・修繕工事。
- ・損傷箇所の部材が極めて限定的な橋等は、ポイント補修を実施する等の対策。

(6) 個別施設計画の策定状況等

- 個別施設計画の体系
- 個別施設計画の策定状況
- 点検結果を踏まえた定期的な個別施設計画の更新についての課題等

個別施設計画の策定

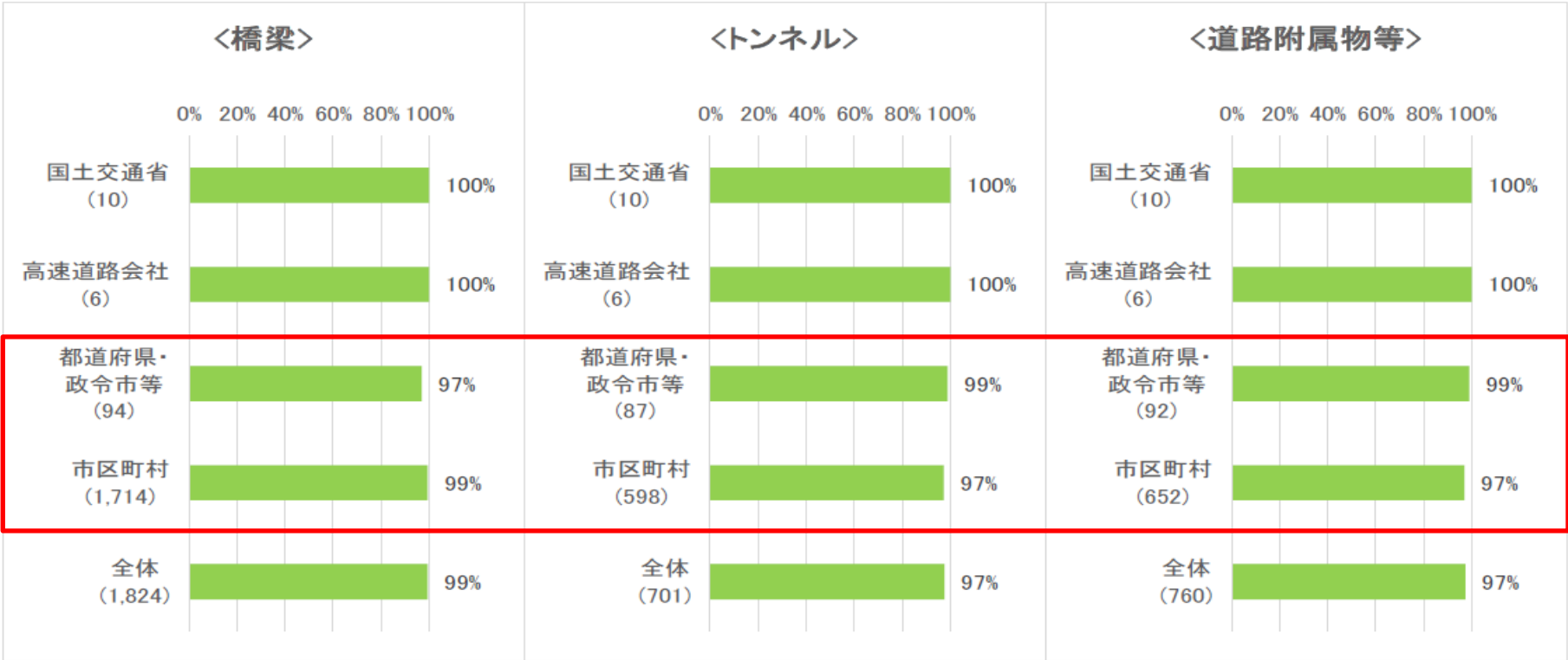
○ インフラ長寿命化計画の体系



個別施設計画の策定状況（2023年度末時点）

- 各道路管理者は、橋梁・トンネル・道路附属物等の定期点検の結果に基づき個別施設計画を策定。
- 2023 年度末時点における橋梁の個別施設計画策定率は、橋梁で99%、管理者別では、都道府県・政令市等 97%、市区町村 99%。
- トンネル及び道路附属物等の計画策定率はそれぞれ97%、97%。

○ 個別施設計画の策定状況（2023 年度末時点）



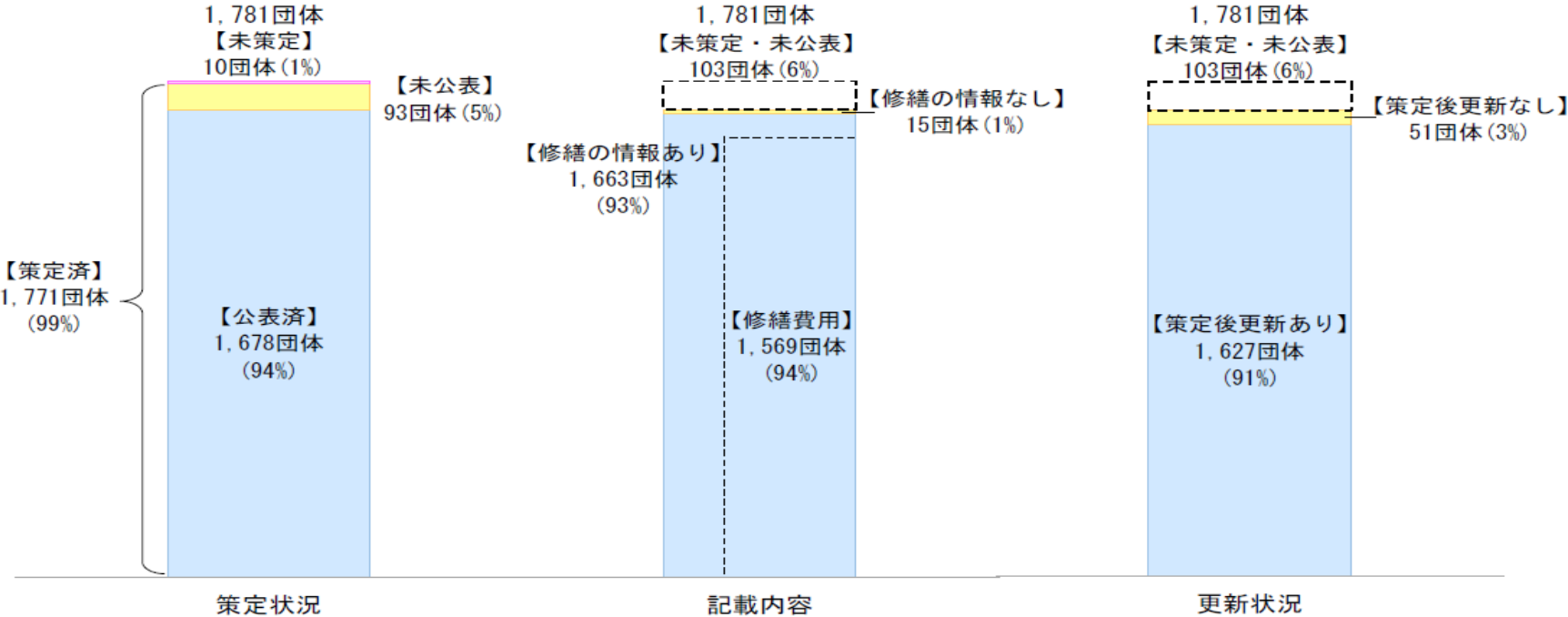
※()は団体数
※割合は個別施設計画策定対象の施設を管理する団体数により算出
※道路附属物等は横断歩道橋、門型標識等、シェッド、大型カルバートであり、いずれかの施設の個別施設計画が策定されていれば策定済みとしている

※出典：R5道路メンテナンス年報

個別施設計画の策定状況（2023年度末時点）

- 国のインフラ長寿命化基本計画（2013 年）では2020 年頃までの長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定を目標としていますが、2023 年度末時点で計画を策定していない地方公共団体が10 団体あり、策定済みで公表していない地方公共団体は93団体あります。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体は15 団体。
- また、計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体は51 団体。
- 橋梁等の老朽化対策を計画的・効率的に進めるためにも、長寿命化修繕計画を策定するとともに、点検結果を踏まえ、更新を行うことが重要です。

【橋梁（2m以上）の長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定、記載内容、更新の状況（地方公共団体）】



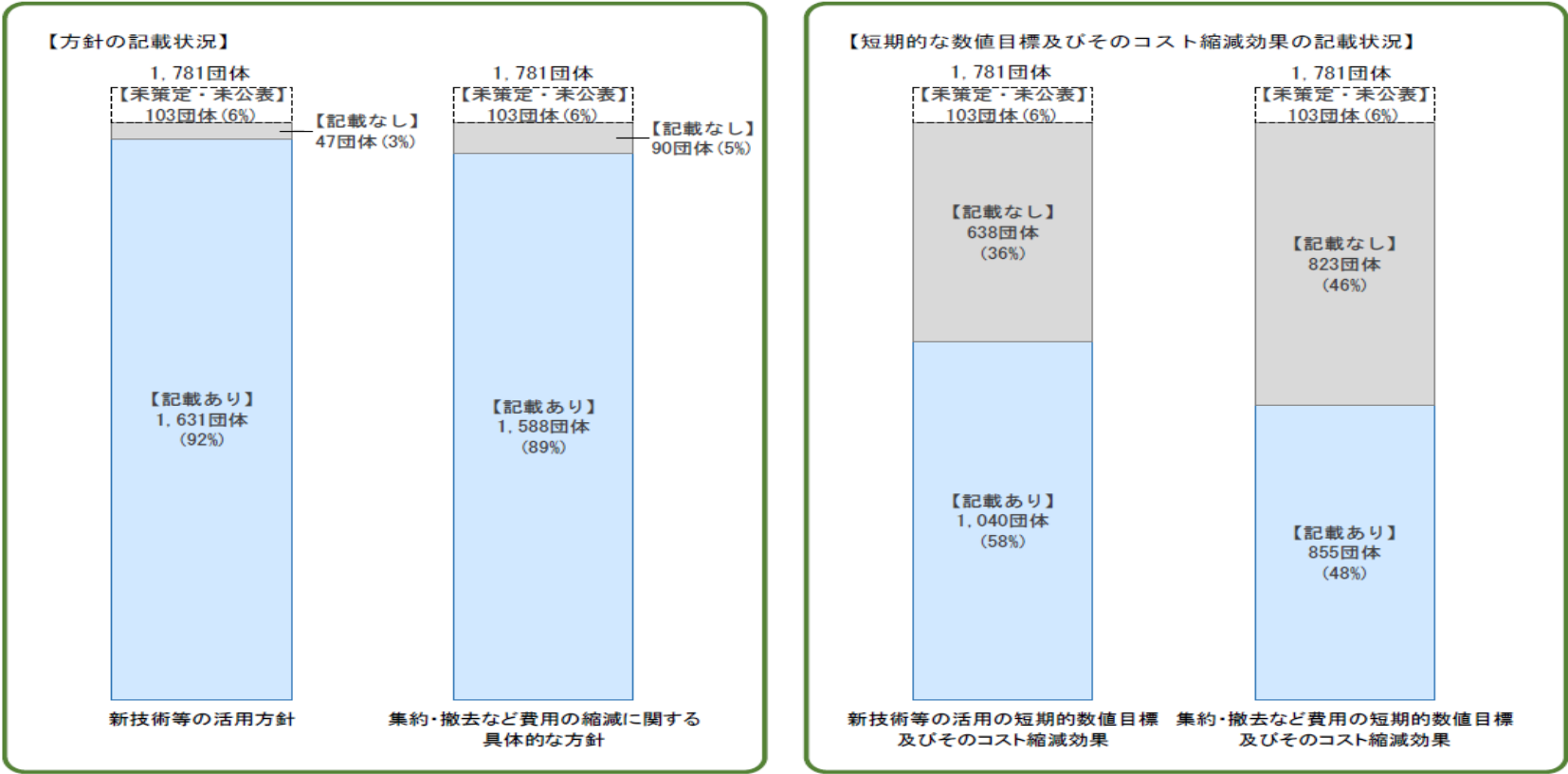
※2024 年 3 月 31 日時点(国土交通省道路局調べ)
※地方公共団体(1,781 団体)の内訳は、都道府県:47 団体、政令市:20 団体、市区町村:1,714 団体(特別区含む)

※出典:R5道路メンテナンス年報

個別施設計画の記載内容

- 2023 年度末時点で、橋梁の長寿命化修繕計画(個別施設計画)に「新技術等の活用方針」を記載している地方公共団体は1,631 団体であり、「集約・撤去など費用の縮減に関する具体的な方針」を記載している地方公共団体は1,588 団体です。
- 「短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果」を記載している地方公共団体は、「新技術等の活用」で1,040 団体、「集約・撤去」で855 団体です。

【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)における記載状況(地方公共団体)】



※出典: R5道路メンテナンス年報

※2024 年 3 月 31 日時点(国土交通省道路局調べ)
※地方公共団体(1,781 団体)の内訳は、都道府県: 47 団体、政令市: 20 団体、市区町村: 1,714 団体(特別区含む)

神奈川県個別施設計画の策定状況等

点検結果を踏まえた定期的な個別施設計画の更新についての課題等(地公体の意見の一部)

- ・財源不足(更新に多額の費用。計画更新は5年に1回でないと予算が通らない。)(多数)
- ・職員不足(極力職員が自前で更新(業務量増))(多数)
- ・個別施設計画の記載内容については、詳細なガイドライン等がなく、各自治体で統一されていないため、策定、更新時の検討に苦慮。
- ・小規模橋梁がほとんどであり、点検・修繕ともに新技術を活用しにくい状況。
- ・小規模橋梁に関する新技術の活用事例紹介があるとよい。
- ・次期計画改定の際には、Ⅱ判定施設の中でも、Ⅲ判定予備軍にあたる「C1判定」の修繕についても検討する必要がある。
- ・橋りょう・道路施設長寿命化修繕計画では、5年間の短期計画を策定し、毎年の点検で早期措置段階(Ⅲ判定)箇所があれば、その都度、個別施設計画を見直しを行っている。
- ・来年度、更新を予定しているため、今後の見通しや情報があれば早めに周知していただきたい。

(7) 道路メンテナンスを進めるために

- 点検三巡目に向けた一巡目・二巡目と比較した課題や工夫等
- 既存の財政支援制度の改善点、新たな制度案（ポスト5カ年加速化対策のあり方）
- 新技術活用事例
 - (1) 横浜国道事務所
 - (2) 神奈川県
 - (3) 横浜市

道路メンテナンスを進めるために

点検三巡目に向けた一巡目・二巡目と比較した課題や工夫等（地公体の意見の一部）

- ・三巡目では、ドローンの活用等によりDXを推進し、効率的に点検を進める必要。
- ・多様化する技術について、適用条件や、活用実績など、情報を整理し共有することで、新技術の活用を推進。
- ・二巡目点検から直営点検システム（NETIS登録技術）を使用し、コスト縮減を図っており、三巡目点検でも継続。
- ・道路構造物点検は委託業務と直営点検で分けているが、過去の点検結果を参考にする等、職員の技術力を向上し、直営点検の点検結果の品質確保を目指したい。
- ・引き続き、地域一括発注のスキームで費用逓減を図る考え。
- ・3巡目も引き続き、橋梁定期点検を行う全橋で、ドローンやロボットカメラなどの画像計測技術を主体として新技術の活用を検討していくが、従来工法と比較して費用が高い等の課題がある。
- ・現在は点検委託発注後に新技術活用検討を実施しているが、事前に新技術活用に向けて管理橋の中で活用できそうなものを検討。

道路メンテナンスを進めるために

既存の財政支援制度の改善点、新たな制度案(ポスト5カ年加速化対策のあり方)(地公体の意見の一部)

- ・メンテナンス補助制度を活用し、Ⅲ判定施設だけでなく、Ⅱ判定の施設についても補修を行い、予防保全型のインフラメンテナンスへの早期移行を目指しているが、特にⅡ判定施設の予算措置率が低く、予算の確保に苦慮。
- ・Ⅲ判定施設の修繕進捗状況等に応じて、Ⅱ判定施設の予算措置されることで、予防保全型のインフラメンテナンスへ移行し易くなる。
- ・健全性Ⅱでも第三者被害を及ぼす重要度の高い橋梁については、内示率を上げる等の優先対応する。
- ・健全度Ⅲ・Ⅳ施設が年々増加する傾向にあるため、健全度Ⅱ(Ⅲに近い)の施設についても補助を拡大。
- ・繰越手続きや変更交付申請手続きの簡素化。
- ・補修に合わせた既存の耐震(落橋防止構造)の更新等は、工事の合理化の観点からメンテナンス事業や新たな制度で対応できるようにする。

新技術活用の事例(横浜国道事務所)



国道第438号
平成16年3月31日

関東地方整備局
道路部長殿

国土交通省 道路局
国道・防災課



コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)について

今般、コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)を定めたので、通知する。
本要領(案)については、平成16年度より適用するものとし、適切な対応を図ら
れたい。

コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案) 平成16年3月31日

3. 塩害点検の頻度

『塩害点検は、原則として10年に1度行うものとする。』

(解説) 塩害点検は、試料採取のために構造物を傷つけるので、これをむやみに多数回行うことは好ましくない。そこで、10年に1回実施するものとした。

ただし、非常に厳しい周辺環境にある構造物で、竣工後10数年で塩害による著しい腐食が見られた事例もあるので、周辺環境が特に厳しい場合や鉄筋かぶりが設計よりも小さいことが明らかになった場合などでは、点検間隔を5年に1回まで縮めるのがよい。

※土木研究所(CAESAR) 維持管理関係(点検・調査)の塩害分類に掲載。

<https://www.pwri.go.jp/caesar/technical-information/manual/check-and-research.html>

令和6年3月改訂「道路橋定期点検要領」

特定事象等の有無の評価と記録を残すこととされ、特定事象の例として「塩害」が挙げられている。

令和6年7月改訂「橋梁定期点検要領」

「コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)」の対象となる橋梁については、「定期点検としても鋼材の被りや鋼材位置での全塩化物イオン量をデータとして記録することとした」とされている。

道路メンテナンスを進めるために

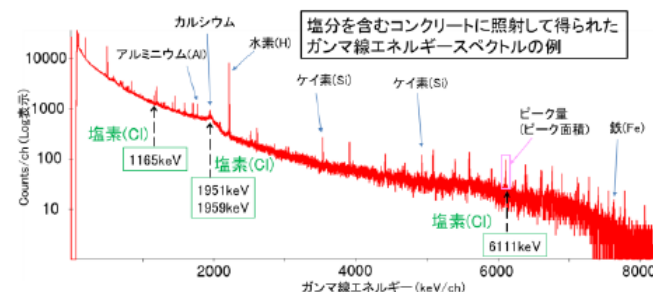
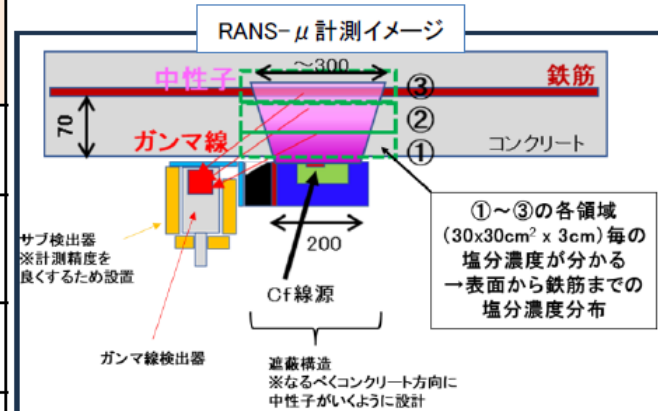
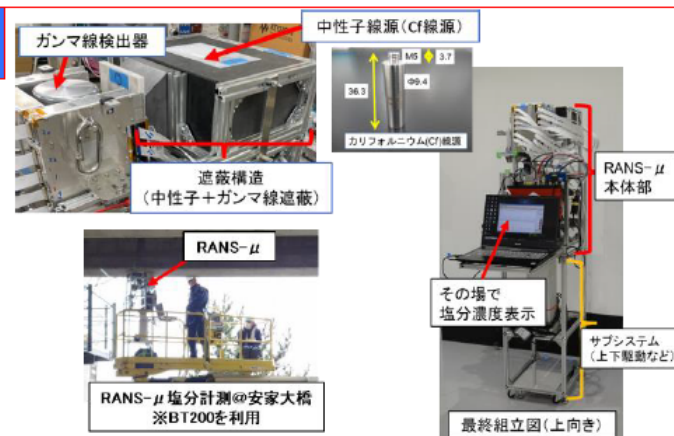
非破壊塩分検査装置「RANS-μ」

RANS-μとは（中性子とガンマ線を利用）

- ✓コンクリート中の塩分濃度分布を計測する装置
- ✓計測原理
 - ・中性子をコンクリート中に照射
 - コンクリート中の元素（Ca、H、Feなど）と反応
 - 即発ガンマ線が発生
 - 分析＆定量

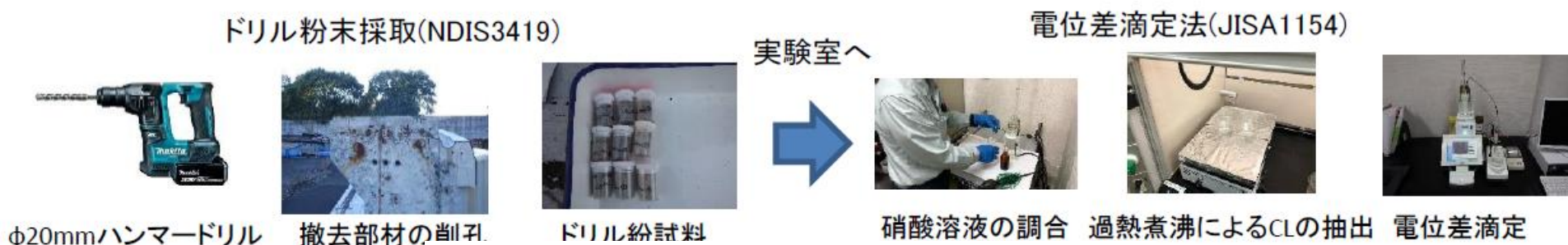
- ✓非破壊計測のポイント
透過能が高い中性子とガンマ線

従来法との比較	RANS-μ	コア採取＋電位差測定
構造物へのダメージ	◎無し（完全非破壊）	△有り（微破壊）
計測箇所	○限定無し ※計測面は約300x500	△限定有り
同一箇所計測	◎可能 ※経年計測も可	×不可
検出限界	○0.6～1.0 kg/m ³ ※向上予定	◎0.1 kg/m ³ 以下
深さ方向精度	○3cm x 3深度 ※向上予定	◎1cm x 10深度
計測時間/結果表示	○10～60分 ◎結果は現場表示 （組立&装置立上15分＋解体10分）	◎15分※コア採取 △1～2週間※結果 （鉄筋探査15分＋埋め戻し30分）



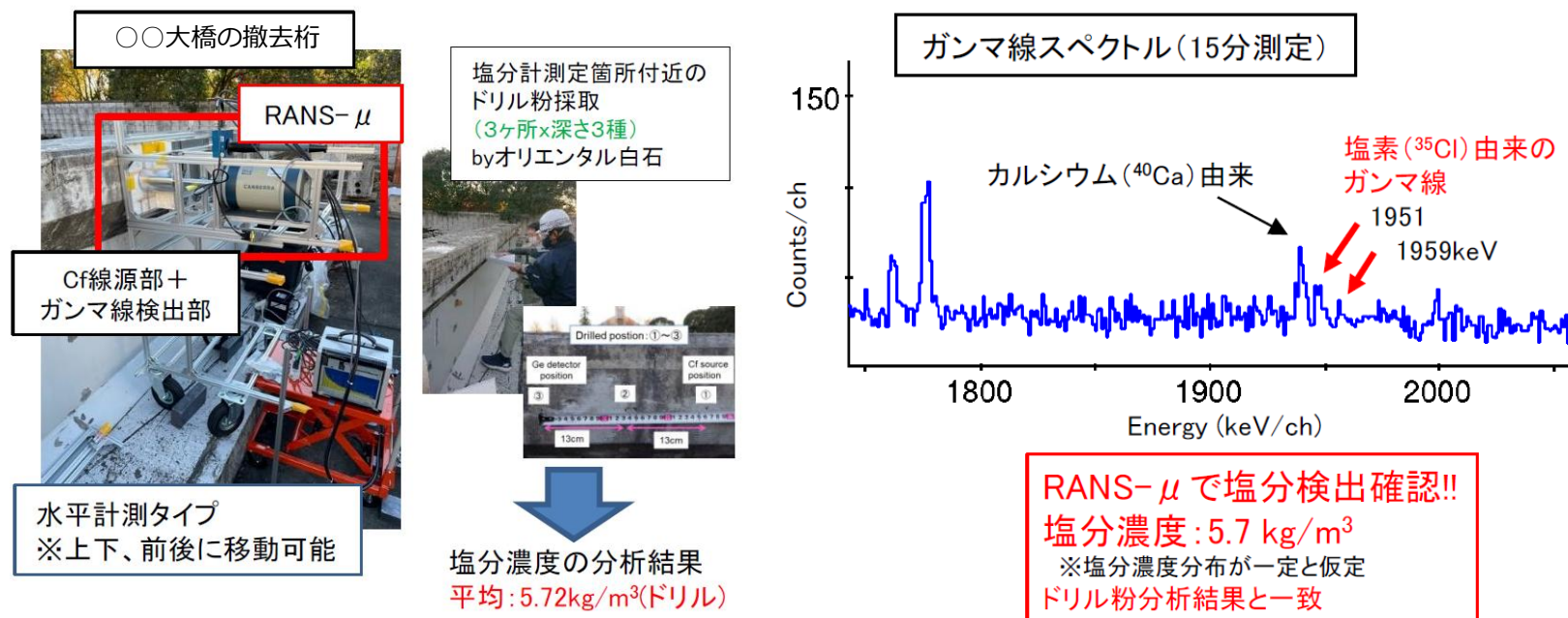
道路メンテナンスを進めるために

■ 従来技術例 (JISによる塩化物量の評価)



RANS-μによる非破壊塩分計測

■ 塩害撤去桁の非破壊塩分計測試験



道路メンテナンスを進めるために

新技術活用の事例(神奈川県)

1. 点検業務

県では、近接目視、打音等、これまで行っている手段と併せて、高密度レーザーなどの新技術を活用することにより、点検作業の効率化を推進するとともに、記録の高精度化を図っている。

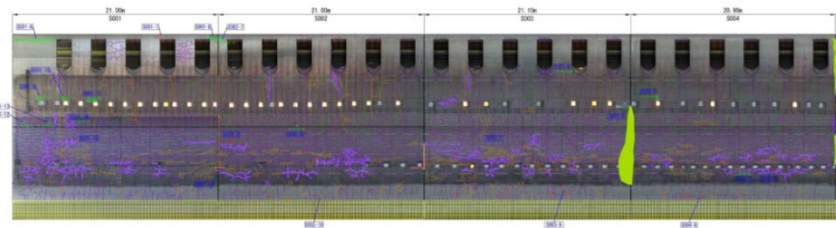
走行型トンネル撮影システム

ビデオカメラを用いて交通規制を行わずに走行しながらトンネル覆工面の画像を計測する技術。

撮影した画像から変状展開図を作成する。



側壁・頂版・隔壁 (二宮方面側)



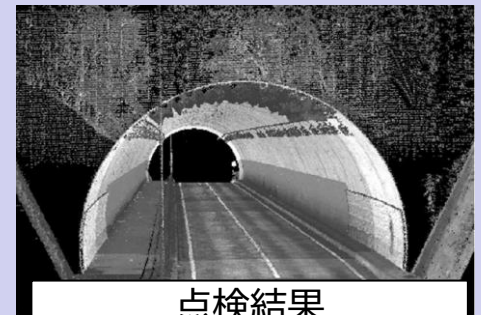
点検結果(変状展開図)

【点検支援技術】
TN010029-V0023

走行型3Dトンネル撮影システム①

ラインカメラ、高密度レーザーを搭載し、交通規制を行わずに走行しながらトンネル覆工面や路面の画像と点群データを計測する技術。

撮影した画像等から変状展開図、3次元点群データを作成する。



点検結果
(3次元点群データ)

【点検支援技術】
TN010005

現場作業(スケッチ等)の効率化・図面作成の高精度化

道路メンテナンスを進めるために

新技術活用の事例(神奈川県)

走行型3Dトンネル点検システム②

カメラ、高精度レーザー、非接触レーダーを搭載し、交通規制を行わずに走行しながらトンネル覆工のひび割れや断面形状等を計測する技術。

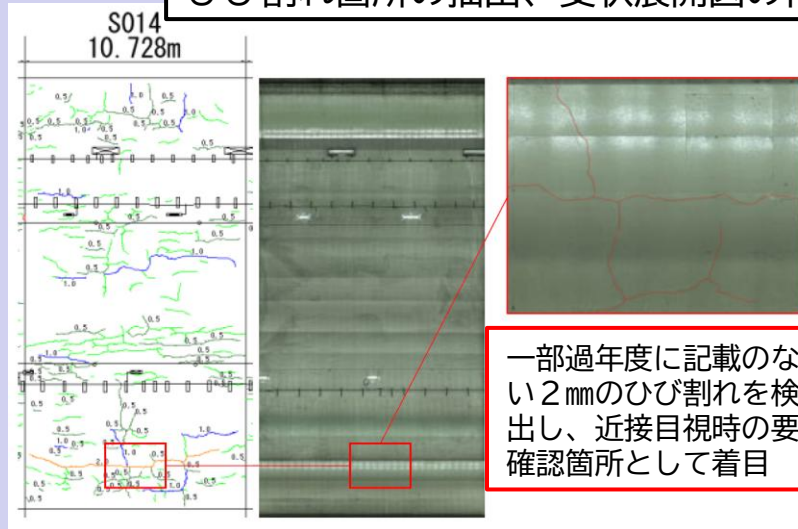
画像等から変状展開図を作成するとともに断面形状や断面変形の有無、レーダーから背面空洞の有無等の推定が可能。



点検状況

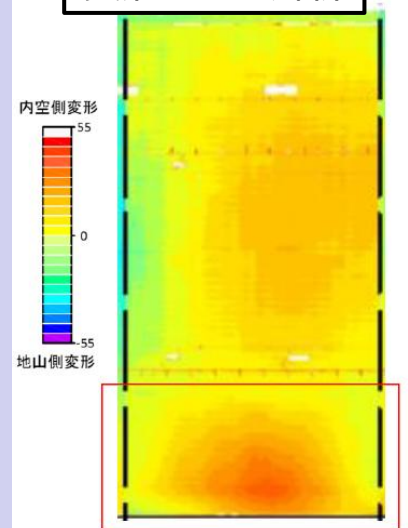
【点検支援技術】
TN010006-V0624

ひび割れ箇所の抽出、変状展開図の作成



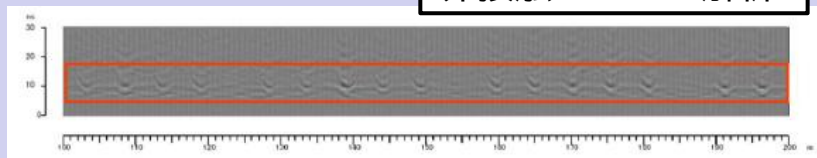
一部過年度に記載のない2mmのひび割れを検出し、近接目視時の要確認箇所として着目

変形モード解析



内空側へ変形していることを確認し、近接目視時に要確認箇所として着目

非接触レーダー解析



巻厚不足・背面空洞などの異常波形は確認されず

現場作業（近接目視・打音・スケッチ等）の効率化・図面作成の高精度化

道路メンテナンスを進めるために

新技術活用の事例(神奈川県)

2. 補修工事

県では、道路施設の持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現のために、新技術を活用し、コスト縮減や作業の効率化を図っている。

循環式ブラスト工法

ブラストによって剥離させた塗膜くずと使用した研削材を共に回収し、両者を選別したうえで研削材を循環再利用する工法。



塗膜除去現場（主に郊外部）にて採用

塗膜くずと研磨材を分離し、研磨材を再利用する（廃棄物削減）



IH塗膜剥離工法

電磁誘導加熱の原理を使ったIH塗膜剥離機で塗膜を加熱し、剥離させる工法。



【NETIS】
KT-210089-A

塗膜除去現場（主に市街地）にて採用

道路メンテナンスを進めるために

新技術活用の事例(横浜市)

1. 橋梁点検

市で発注する橋梁点検(年間約350橋)において、契約後、全橋梁で新技術導入の比較検討を行い、橋面を通行止めや通行規制する場合に比べ安価または効率的となる場合に新技術を採用している。

橋梁等構造物の点検ロボットカメラ

点検員が離れた場所よりカメラで視準して点検することを可能とする技術。点検ロボットカメラの向き、倍率(光学30倍ズーム)、撮影等をカメラから離れた操作端末(タブレットPC)から点検者が遠隔操作し、点検画像を取得する。



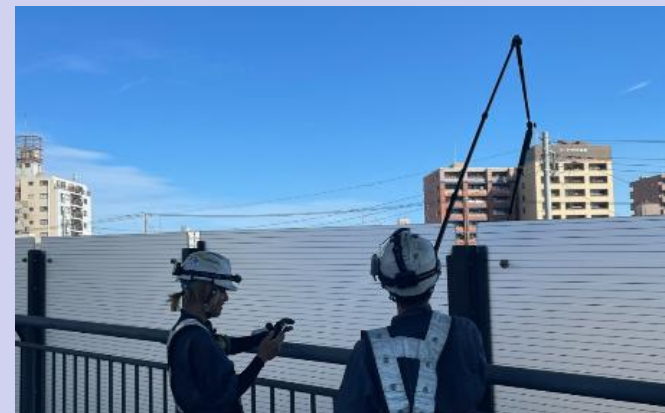
【点検支援技術】
BR010019-V0524



橋梁点検車の代替

全方位カメラを用いた点検支援技術

360度全体の撮影が可能な全方位カメラを上運動用伸縮金具等に附随させ、撮影する。撮影した360度画像を歪み補正し、その画像より損傷を検出する技術。



近接目視の補完(首都高一体型橋梁)

【NETIS】
KT-230123-A

【点検支援技術】
BR010048-V0124

道路メンテナンスを進めるために

新技術活用の事例(横浜市)

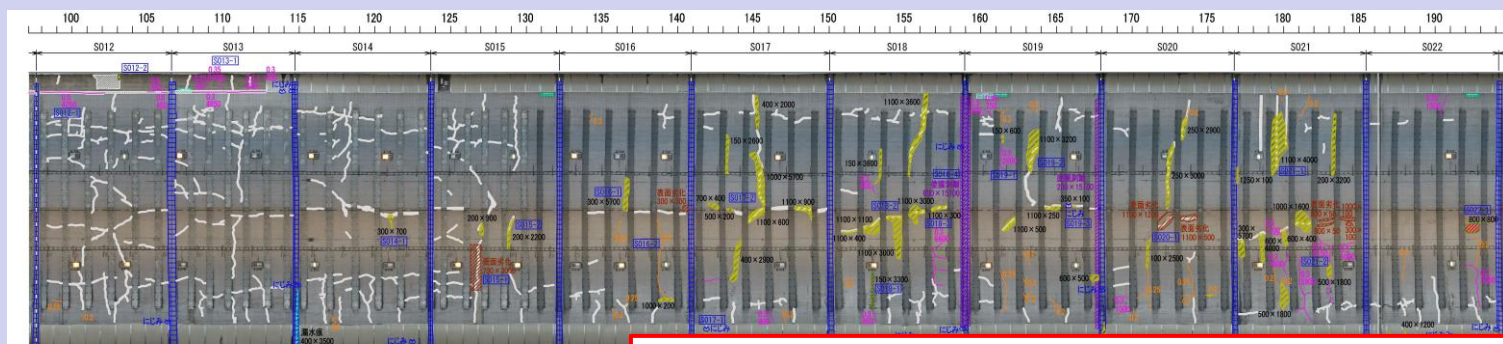
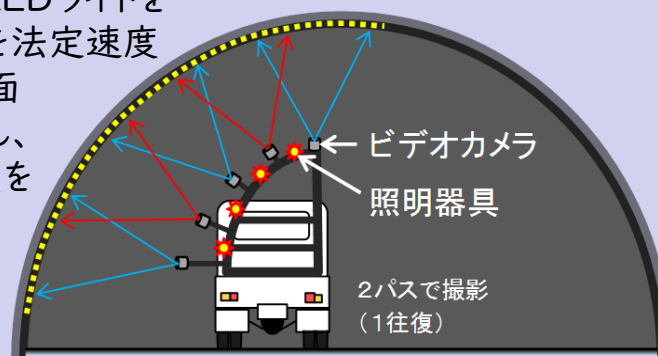
2. トンネル点検

近接目視点検、打音検査、触診には従来どおり、トンネル点検車を使用するとともに、「変状箇所スケッチ」、「変状箇所撮影」、「変状展開図作成」に新技術を採用した。

走行型トンネル撮影システム

ビデオカメラ(4kカメラ)、LEDライトを搭載した車両でトンネル内を法定速度で走行し、覆工画像を半断面ずつ撮影(交通規制不要)し、画像からひび割れ等の変状を検出する技術。

撮影した画像から変状をトレースして、変状展開図を作成する。



【点検支援技術】
TN010029-V0023

現場作業(スケッチ等)や図面作成の省力化など

道路メンテナンスを進めるために

新技術活用の事例(横浜市)

3. 補修工事

これまでも、従来工法と比べ安価となる場合等に新技術を採用してきたが、品確法(R6.6)の改正に伴い従来の選定要件に加え、安全性、生産性、脱炭素化等を総合的に評価し、新技術を採用していく。

EPP工法

水性剥離剤を、橋梁などの塗膜に塗布することで、塗膜を浮き上がらせ除去する工法。塗膜除去時の粉塵と騒音の発生を防止できる。



【NETIS】
KT-150081-VE

PCB塗膜除去現場にて採用
従来技術(電動工具)と比較
して4割程度工期短縮

サビバリヤー

鋼材の再塗装時に、残存してしまう赤錆が腐食の進行の原因となっていたが、その赤錆を塗装により黒錆へ転換させる錆転換下塗り塗装技術。



【NETIS】
CB-170003-VR

塗装塗替え時に採用
工期短縮、長寿命化
に効果あり

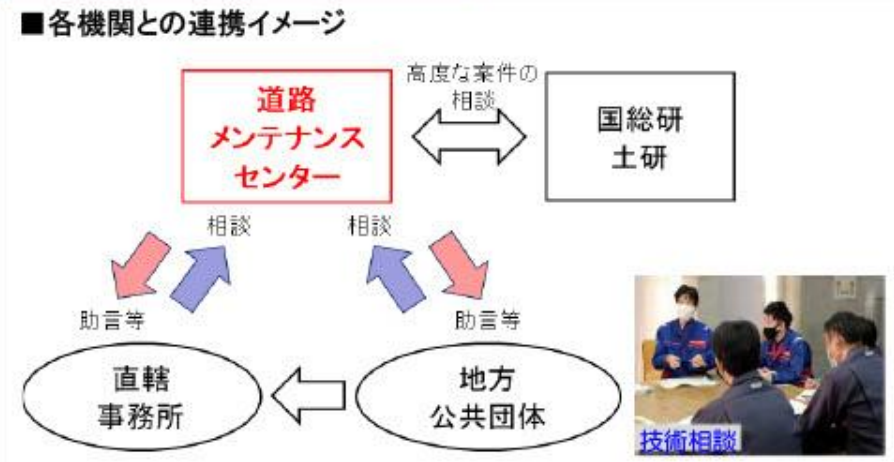
(8) その他

- ・ 関東道路メンテナンスセンターの地方公共団体支援
- ・ 長大橋梁維持管理技術のご紹介
- ・ 小規模附属物の点検に関する周知事項
- ・ 各種情報提供（配布資料一覧）

道路メンテナンスに関する地方公共団体支援(関東MCの技術支援)

- 関東MCでは、地方公共団体の皆さまの道路構造物の保全に関する支援を行っています。
- ・ 何かお困り事がございましたらお気軽にご相談下さい。
 - ・ また、地方公共団体職員向けの研修・講習会にも取り組んでいますのでお気軽にお声掛け下さい。
 - ・ 高度な技術力等を要する施設については、直轄診断・修繕代行も行っておりますので是非ご相談下さい。

道路構造物保全に関する相談



■主な取組内容(令和6年3月末時点)

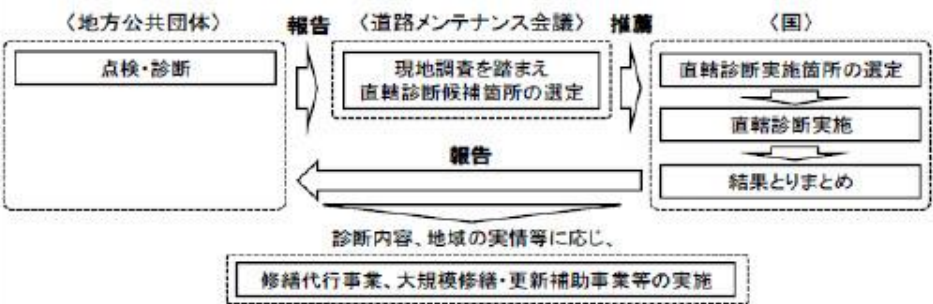
項目	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実務者研修	4回 (約140名)	4回 (約110名)	2回 (約50名)	5回 (約160名)	5回 (約150名)
技術講習会	5回 (約130名)	1回 (300名)	2回 (約30名)	4回 (約140名)	4回 (約50名)
技術相談	直轄:13件 地公体:18件	直轄:9件 地公体:15件	直轄:18件 地公体:29件	直轄:28件 地公体:17件	直轄:15件 地公体:23件

直轄診断・修繕代行

『直轄診断』緊急かつ高度な技術力が求められる橋梁やトンネル等の構造物について「道路メンテナンス技術集団」が管理者へ技術的な助言を行います。

『修繕代行』直轄診断を実施した橋梁やトンネル等の修繕には高度な技術力が求められ、管理者からの要望により、その修繕を国が管理者に代わり行います。

■全体の流れ



(関東地方整備局の実績)

	直轄診断実施箇所	措置	
H26年度	大前橋 (群馬県嬬恋村)	大規模修繕 更新補助制度	 直轄診断
H28年度	御鉾橋 (群馬県神流町)	修繕代行業	
R1年度	秩父橋 (埼玉県秩父市)	修繕代行業	

修繕代行

関東道路メンテナンスセンター(関東MC)の地方公共団体支援

地方公共団体からの技術相談の流れ



研修や講習会の事例（関東MC）

①地方公共団体職員への研修
(2023年度 5回実施 約150名参加)



②道路橋の保全に関する講習会等
(2023年度 1回実施 約30名参加)



道路メンテナンス会議

道路法の改正により、橋梁・トンネル等は国の定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による点検を義務化した、地方公共団体が抱える3つの課題

- ①技術力の不足
- ②人材の不足
- ③予算の不足

について国が都県と連携し、道路メンテナンス会議を設置して地方公共団体を支援しています。



東京都 道路メンテナンス会議の状況

体制

- ・地方整備局(直轄事務所)
- ・地方公共団体(都道府県、市区町村)
- ・高速道路会社(NEXCO・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路・指定都市高速道路等)
- ・道路公社

役割

1. 維持管理に関する情報共有
 2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進
 3. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
 4. 技術的な相談対応
- 等

関東道路M Cからの情報提供

■技術支援を受けた地方公共団体の声

神奈川県東野市職員の声

Q. 技術相談のきっかけは、何ですか？

限られた予算を有効に活用するために、小規模な橋梁の点検を、市職員自身で実施しようと考えました。
ただ、職員自身の点検や診断の経験や知識が乏しかったため、関東道路メンテナンスセンターに相談をしました。



東野市

Q. どのような支援を受けることができましたか？

関東道路メンテナンスセンターの職員が市役所に来ていただき、座学と実務の講習を受けることができました。
具体的かつ実践的な内容で、職員の技術力が向上しただけでなく、これをきっかけに関東道路メンテナンスセンターに他の相談もしやすくなりました。



東野市

埼玉県秩父市職員の声

Q. どのような技術相談をしましたか？

本市が管理している吊り橋の具体的な損傷状況が不明瞭で、その点検方法や、今後の維持管理を進めるための方法を検討するために、関東道路メンテナンスセンターに相談をしました。



秩父市

Q. どのような支援を受けることができましたか？

関東道路メンテナンスセンターの職員が現地に来ていただき、様々な部材を詳細に調査してもらいました。また、近接目視できない箇所はドローンを使って確認してもらった。積極的な調査をしてもらいとても助かりました。調査レポートもとても読みやすいもので、職員にとってわかりやすく参考になるものでした。



秩父市

技術支援をした地方公共団体数(令和6年3月下旬現在): 56団体(1都9県)

■交通アクセス



- 公共交通機関をご利用の場合
JR線・東武アーバンパークライン・埼玉新都市交通
ニューシャトル「大宮駅」東口から徒歩10分
- 車でお越しの場合
首都高速埼玉新都心線「新都心西」出口から、約10分
※駐車場がありませんので、付近の有料駐車場をご利用の上、お越しください。



建物外観

国土交通省 関東地方整備局 関東道路メンテナンスセンター
〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目89番地1 タカラビル2階
TEL 048-729-7780 / FAX 048-729-7790

道路のメンテナンスに係わる相談

ホームページのお問い合わせフォームや電話にて、お気軽にご相談ください。

情報発信中！



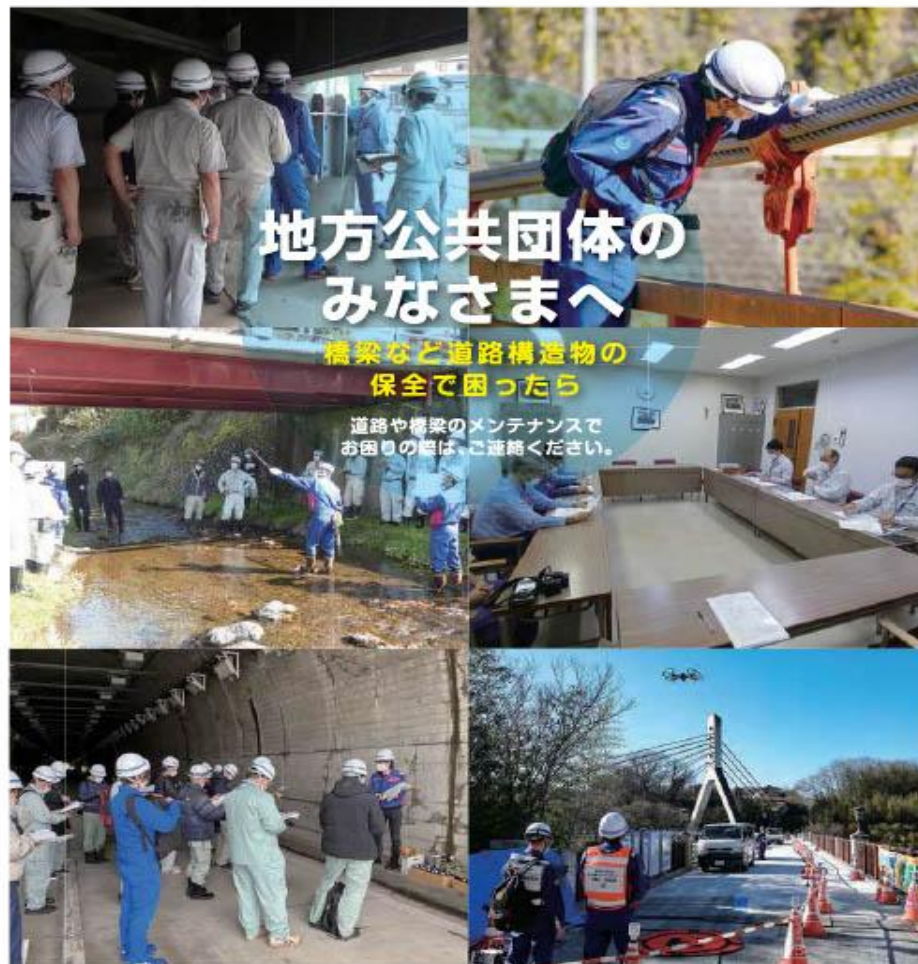
ホームページ



Facebook



X



地方公共団体の
みなさまへ

橋梁など道路構造物の
保全で困ったら

道路や橋梁のメンテナンスで
お困りの際は、ご連絡ください。



国土交通省 関東地方整備局
関東道路メンテナンスセンター



関東道路メンテナンスセンターは、橋梁等へのメンテナンスを推進するための組織として、
地方公共団体への技術支援を行っています。



長大橋維持管理技術のご紹介

(吊橋・斜張橋・アーチ橋・鋼床版)

本州四国連絡高速道路(株)
技術支援室

本州四国連絡橋の概要



道路名称	路線名	延長	開通年月	事業費
神戸淡路鳴門自動車道	一般国道 28 号	88.0 Km	1998 年 4 月	14,700 億円
瀬戸中央自動車道	一般国道 30 号	37.3 Km	1988 年 4 月	6,700 億円
西瀬戸自動車道	一般国道 317 号	46.6 Km	1999 年 5 月	7,300 億円
合計		185.7 Km		28,700 億円



本四高速グループの技術協力・技術支援

経営理念：Bridge：Communication & Technology

私たちは、本州と四国を結ぶ世界に誇る橋を良好に保つことにより、人と物の交流と地域の連携を推進し、経済の発展と生活の向上に寄与します。

また、これまで培ってきた橋の建設、管理技術を活用して、広く社会に貢献します。

- (1)お客様に安全、安心、快適に利用していただけるよう、サービスの充実に努めます。
- (2)200年以上の長期にわたり利用される橋をめざし、万全な維持管理に努めます。
- (3)橋梁技術のフロントランナーとして、技術の継承・高度化を推進します。
- (4)瀬戸内の美しい自然を大切にし、環境に配慮します。
- (5)公正で効率的な運営により、経営の安定と成長をめざします。

2024年4月 技術支援室設置

・国内、海外の長大橋管理者が抱える課題に対し、今後も積極的に協力・支援を行う

これまで

- ・国内30以上の自治体・道路管理者等に技術協力実施
- ・海外へ長期専門家 57名を16ヶ国に派遣（1979年～）
- ・短期専門家等 238名の専門家を派遣（1974年～）
（派遣国数 1974年以降45ヶ国）

本州四国連絡橋の保全技術

点検技術

長大橋の構造に応じて開発した点検補修用作業車を活用し、維持管理要領に基づき長大橋の健全性を評価しています。



主ケーブル点検



ケーブル作業車



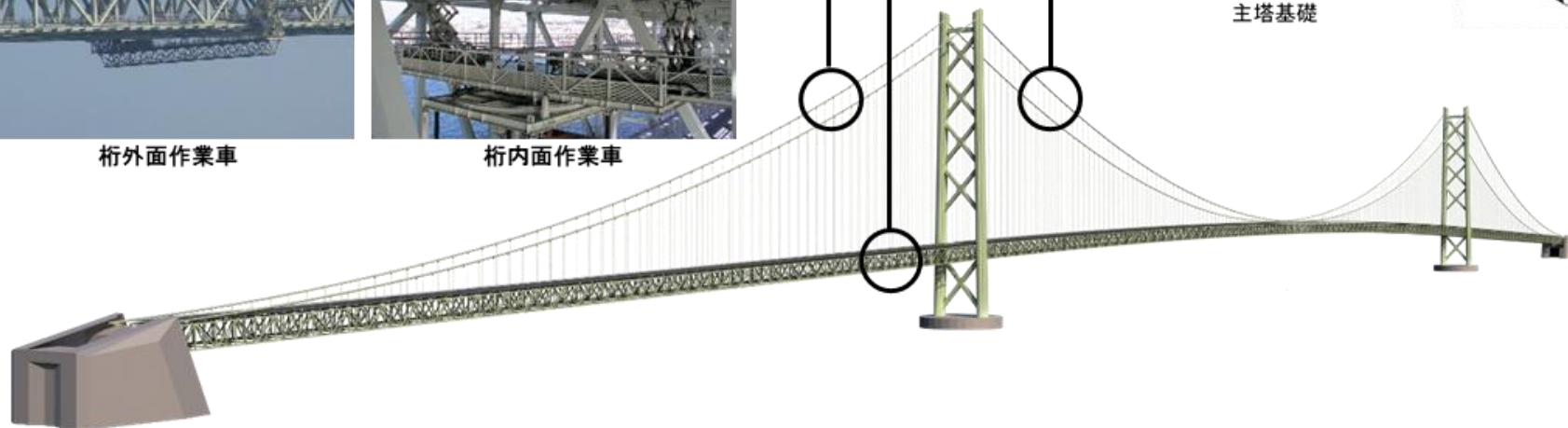
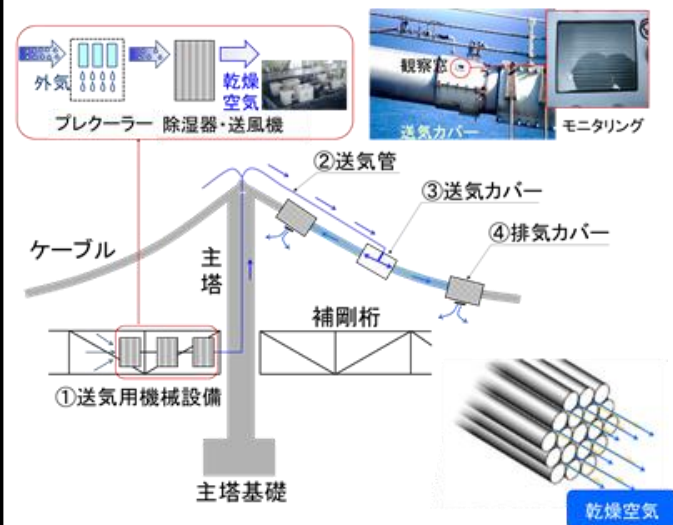
桁外面作業車



桁内面作業車

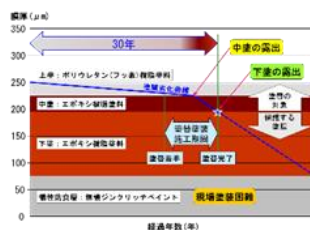
ケーブル送気システム

ケーブル内に乾燥空気を送り、ケーブル内部を除湿することでケーブルを錆から守っています。

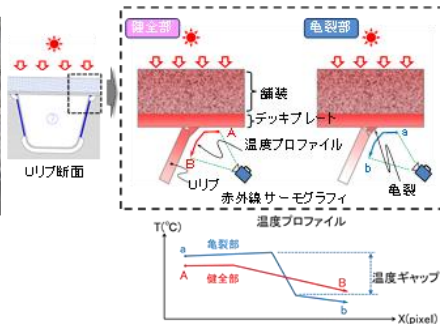


A diagram of a suspension bridge with four callout circles pointing to different parts: the anchorages, the deck, the towers, and the cables.

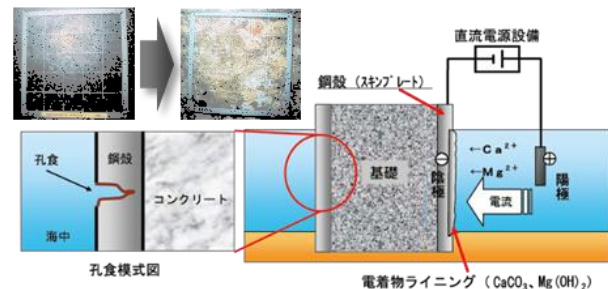
塗膜厚の消耗量を調査し、調査結果に基づく劣化予測から適切な塗り替え時期を決定しています。



赤外線サーモグラフィを用いて表面温度を計測することにより、塗装を剥がすことなく、効率よく、かつ高精度に亀裂を検出することが可能となりました。



海水中に微弱電流を流し、鋼ケーソン壁面に電着物を付着させる電着防食工法等により、腐食を防いでいます。



電着防食工法概念図

瀬戸大橋の海中基礎で実施

非破壊検査装置、素地調整工法および浸漬塗装・内部充填工法を開発し、点検、補修において大幅な作業の効率化を実現しました。



非破壞檢查技術



素地調整裝置



内部充填

本四高速グループの技術協力・技術支援方針

- (1) 本四連絡橋で培ってきた効率的・高度な管理技術による技術協力・技術支援

例：本四が開発した新技術の適用検討、包括的民間委託への参加等

- (2) 吊構造橋梁管理者が抱える個々の課題解決協力・支援

例：維持管理計画立案、耐震補強設計等に関する助言

- (3) 長大橋建設事業への協力・支援

- (4) 国土交通省・JICA等を経由した長期及び短期専門家派遣

- (5) 海外案件への関与（技術者派遣、本四技術の適用等）

例：コンサルタント等への技術協力・技術支援

(参考) 本四高速グループの技術協力・技術支援例(1)

本四連絡橋で培ってきた維持管理技術による維持管理支援

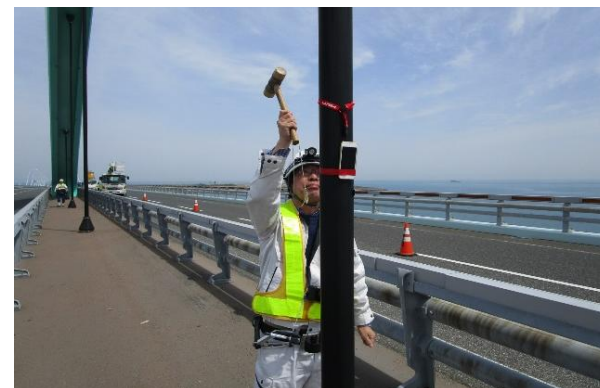
- 既設橋梁の検査・診断・補修等に関する業務に対し助言等を行います
 - 地方自治体等が管理する長大橋に対し、本四連絡橋で培ってきた様々な維持管理技術を適用した技術協力により社会貢献します
- ①塗膜状態の把握 ②ケーブル類の張力管理 ③ケーブル送気乾燥システムの稼働状況把握 ④鋼床版疲労き裂の把握



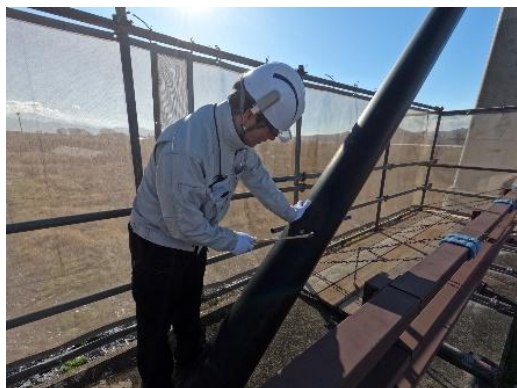
ケーブル送気乾燥システムの調査
(首都高速道路：レインボーブリッジ)



鋼床版疲労き裂調査手法の検討
(東京湾横断道路：東京湾アクアブリッジ)



ケーブルの健全性調査
(福岡県：北九州空港連絡橋)



斜材の安全性照査等に関する技術的助言
(長野県中野市：平成橋)



塗膜の健全性調査
(広島県：安芸灘大橋)



定点塗膜調査
(島根県：浜田マリン大橋)

(参考) 本四高速グループの技術協力・技術支援例(2)

架橋プロジェクト支援

- 長大橋の設計・建設等に経験のある社員が長大橋プロジェクト等の技術委員会に参画し、技術的アドバイスをを行います
- 維持管理計画や補強計画策定に対し、合理的な提案や助言を行います

発注者支援・技術者常駐型支援

- 発注者が外注する設計・施工・維持管理等の監督業務を支援します
- 専門技術者を橋梁管理者事務所等に常駐させ、指導・提言・監督・資料作成支援・工事監督検査等の業務を行います



橋梁点検、補修計画立案等の実施
(コング民主共和国：マティ橋)



維持管理、補修設計への助言及び提案
(高知県：上吉野川橋)



CM業務（岡山県備前市：日生大橋）



技術協力協定による調査
(奈良県十津川村：吊橋群)



設計施工アドバイス（愛媛県：生名橋）



CM業務（愛媛県上島町：岩城橋）

お問合せ先
技術支援室
078-291-1337

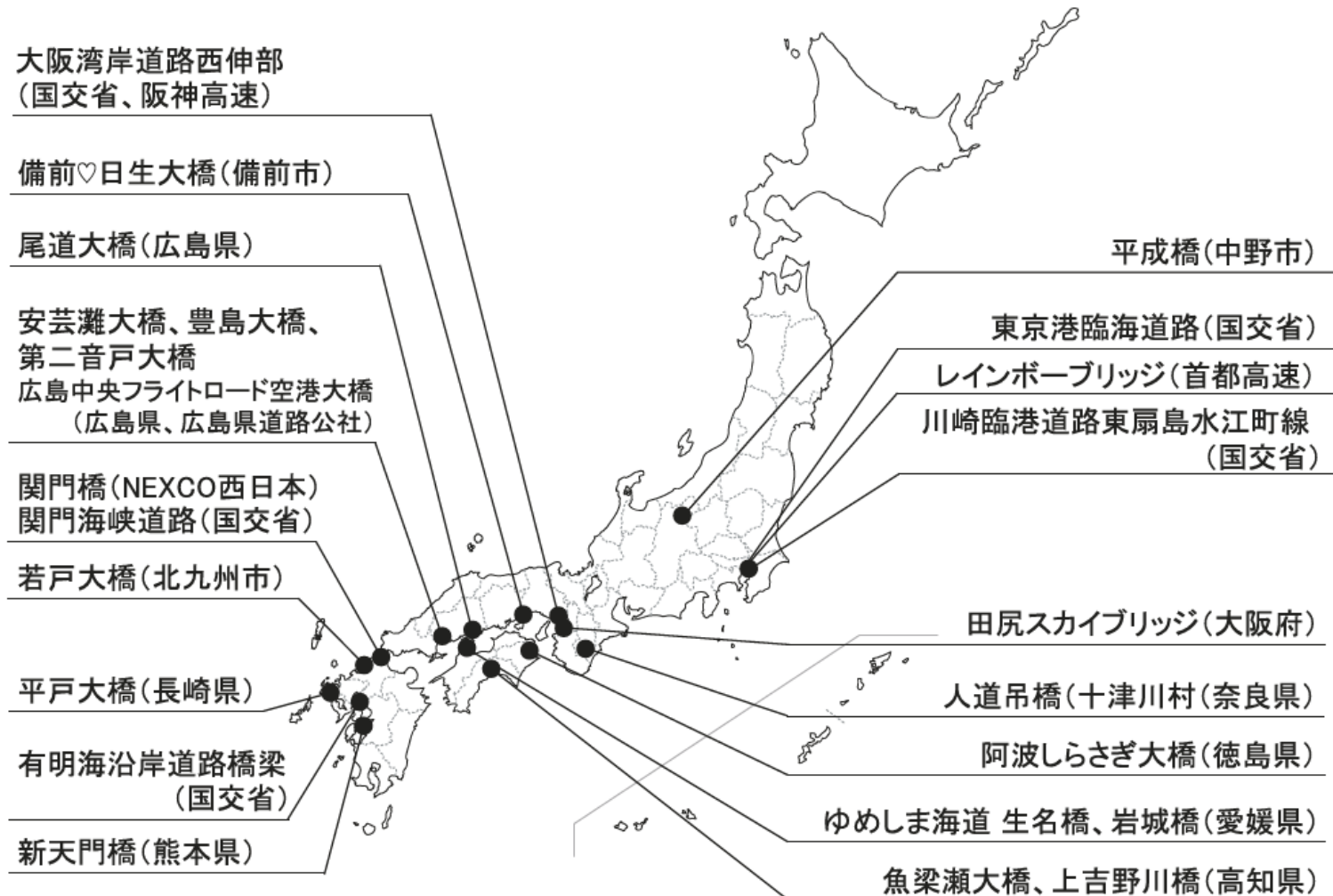
本四高速による技術支援のWEBページ



技術支援の実績（国内）

国、地方公共団体等の要請に応じて、長大橋に関する技術支援等を実施しています。

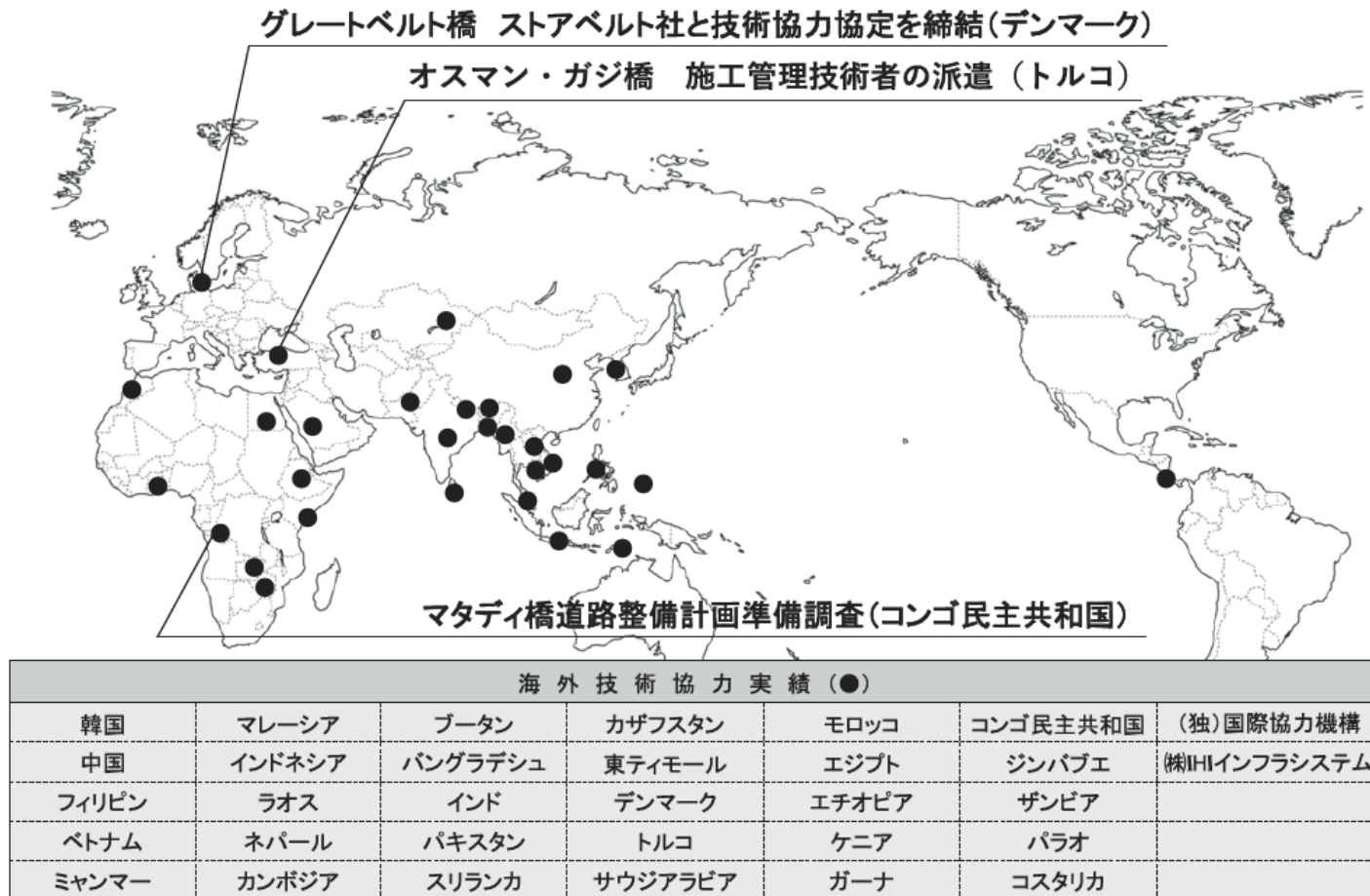
（2022年7月時点）



技術支援の実績（海外）

本州四国連絡橋の建設及び維持管理により得られた技術的蓄積及びプロジェクトマネジメントに関するノウハウに対し、国内はもとより世界各国の機関から技術協力要請があります。また、海外長大橋では、個別技術支援及び専門家の派遣等により技術援助しています。

（2022年7月時点）



ご清聴ありがとうございました

お問合せ先

本州四国連絡高速道路(株)技術支援室

078-291-1337

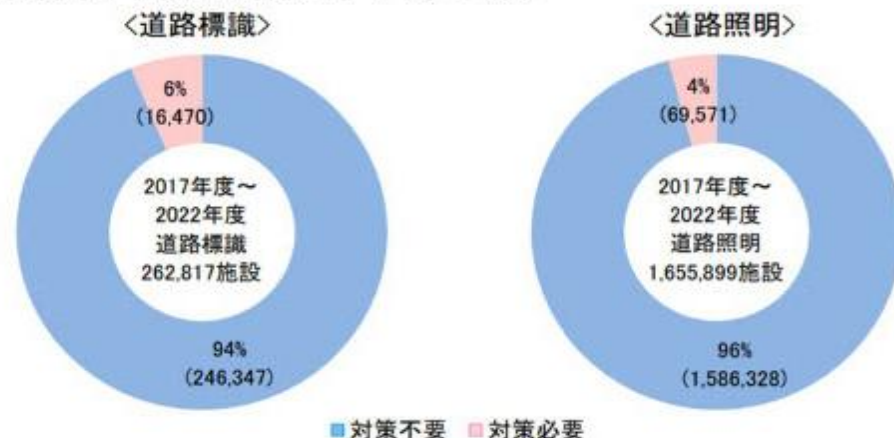
本四高速による技術支援のWEBページ



小規模附属物の点検に関する周知事項

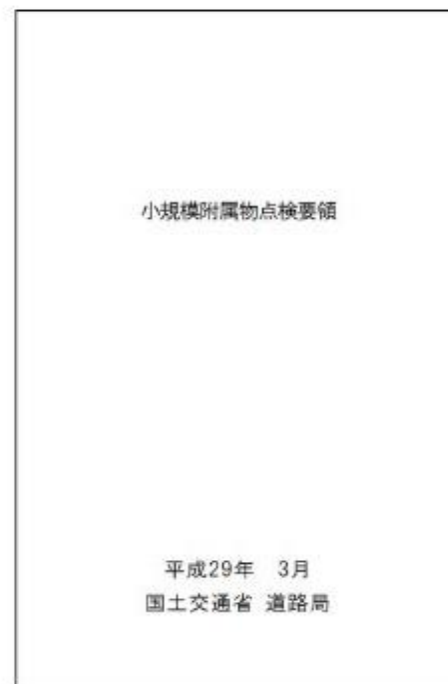
- 国土交通省では、地方公共団体に対する技術的助言として2016年度に小規模附属物点検要領を示しています。
- 点検要領では、目安として概ね10年に1回を目安として近接目視による詳細点検及び、5年に1回を目安として外観目視を基本とする中間点検を行うこととしております。
- 地方公共団体においては、引き続き、小規模附属物の適切な維持管理をお願いします。

○地方公共団体の点検結果(令和5年3月末時点)



○地方公共団体管理道路の小規模附属物における修繕等措置の実施状況
(令和5年3月末時点)

種別	対策が 必要な施設数 (A)	修繕に着手済 の施設数 (B) (B/A)	修繕完了の 施設数 (C) (C/A)
道路標識	16,470	5,508 (33%)	4,276 (26%)
道路照明	69,571	30,411 (44%)	28,806 (41%)
合計	86,041	35,949 (42%)	33,082 (38%)



国土交通省HP:
https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/tenken/yobo7_12.pdf

※令和4年度道路メンテナンス年報より抜粋

各種情報提供（配布資料一覧）

令和6年度 第1回 神奈川県道路メンテナンス会議【配布資料一覧】

資料番号	資料名
説明動画第1部（視聴必須）（会議後配布）	
資料1	道路メンテナンス事業補助制度について
資料2	インフラメンテナンス大賞の募集
資料3	個別施設計画の策定について
資料4	全国道路施設点検データベースにおける地方公共団体用舗装データベースについて
資料5	コンクリート舗装の取組推進について
資料6	国土交通省登録資格について（舗装関係）【直轄の取組紹介】
資料7	舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理の徹底について
資料8	路面下空洞対策の費用負担について
資料9-1	公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせについて
資料9-2	事務連絡__公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底について【資料配付のみ】
資料9-3	別添1 __H20.12.25鉄道委託透明性確保申し合わせ【資料配付のみ】
資料9-4	別添2 __平成22年度決算検査報告_会計検査院【資料配付のみ】

各種情報提供（配布資料一覧）

令和6年度 第1回 神奈川県道路メンテナンス会議【配布資料一覧】

資料番号	資料名
説明動画第2部（適宜視聴）（会議後配布）	
資料1 0	定期点検要領の改定
資料1 1	SIP・SBIRについて
資料1 2	点検実施者の保有資格等について
資料1 3	新技術導入促進に向けた取組
資料1 4	直轄における点検支援技術の活用原則化について
資料1 5	道路橋の集約・撤去事例集
資料1 6	道路管理に関する新技術・好事例
資料1 7	新たな民間資格登録について
資料1 8	道路橋の点検・修繕に係る研修
資料1 9	交差点名標示板の落下事故について
資料2 0	舗装アプリについて【直轄の取組紹介】
資料2 1	xROADを活用した次世代の舗装マネジメントについて【直轄の取組紹介】
資料2 2	ECIの実施事例について【直轄の取組紹介】